

第3章

中小企業経営者の方へ

第3章 中小企業経営者の方へ

1 経営の強化・改善を図りたい

(1) 経営相談・経営支援

(公財)東京都中小企業振興公社

中小企業の成長ステージに応じた、多彩な支援メニューを提供しています。本社（秋葉原）、城東（金町）・城南（蒲田）・多摩（西立川）の各支社で事業を実施しているほか、知的財産に関するさまざまな相談には、東京都知的財産総合センターが対応しています。

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7881
同 城東支社 ☎ 03 (5648) 6606
同 城南支社 ☎ 03 (3733) 6248
同 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

東京都知的財産総合センター ☎ 03 (3832) 3656
窓口開設時間 平日午前9時～午後5時

(相談内容により窓口開設時間が異なる場合がありますので、お問合せください。)
※城東支社は、東京都城東地域中小企業振興センターの改修工事に伴い、当該仮移転事務所にて支援業務を実施しています。最新の所在地や連絡先等については公社Webサイトをご確認ください。

総合相談窓口

中小企業からの多様な相談に対応するため、中小企業診断士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁護士等の専門家を配置した総合相談窓口を設置し、ワンストップで対応しています。

分 野	ワンストップ総合相談窓口の配置専門家
経営・金融・労務	中小企業診断士・社会保険労務士
法 律	弁護士
創業・会社設立	中小企業診断士・司法書士・行政書士
IT、IoT、AI	ITコーディネータ
税 務・会 計	税理士、公認会計士
ISO認証取得支援	ISO審査員
悪質クレーム対応	中小企業診断士

(相談曜日をお確かめください。)

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7881
同 城東・城南・多摩 各支社 (☞p85)

専門家の派遣

企業経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、公認会計士、ITコーディネータ、技術士、税理士等の民間の専門家が企業の現場へ出向いて支援する「専門家派遣事業」を有料で実施します。



問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7882

政策課題対応型専門家派遣事業

デジタルや環境、防災などの政策課題に係る取組を行う中小企業に、その取組に係る経営上の課題を解決するため、中小企業診断士等の専門家を派遣します。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7882

カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業

カスタマーハラスメント対策を検討する中小企業に対し、その実行に向けた経営相談への対応や各種専門家の派遣に加えて、取るべき対策についての知識や情報を提供する講習会を開催します。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7882

経営相談・記帳指導

商工会、商工会議所には、小規模企業者の経営パートナーとして、経営指導員が配置されており、経営に関するさまざまなご相談に応じています。

また、記帳については記帳相談員による指導、事業承継や事業転換等については専門家等を配置した支援拠点において支援を行っています。

問合せ先

各商工会・商工会議所 (☞p87)

(公財)東京都中小企業振興公社

(公財)東京都中小企業振興公社は幅広いネットワークを活用し、他の支援機関と連携しながら中小企業の経営・技術基盤強化のためのサポートを行っています。そのネットワークは都内のみならず、近隣地域及び海外にまで広がっています。

公社ホームページ <https://www.tokyo-kosha.or.jp/>

下請取引に関する紛争解決

下請取引に関する様々なトラブルについての相談に応じています。

また、ADR（裁判外紛争解決手続）により、簡易迅速な紛争解決を図ることができます。

取扱内容

- ・売掛代金の回収に伴うもの
- ・発注品の受領拒否や単価の値引き
- ・下請取引に関する契約問題等

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 下請センター東京 ☎ 03 (3251) 9390

下請センター東京 多摩支援室 ☎ 042 (500) 3909

下請取引の適正化推進

巡回相談や講習会を通じて法令等の普及啓発をすすめ、紛争の未然防止を図ります。合わせて適正な対価で取引が行われるよう、下請事業者の価格交渉を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7882

フリーランスの取引適正化支援

取引上弱い立場におかれやすいフリーランスが安心して働けるように、取引の適正化に関する相談に応じるとともに、特設サイトやオンラインセミナーによる情報発信を通じ受発注者双方にフリーランス法への理解を促進します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7882

倒産防止特別相談

倒産のおそれのある中小企業の方から、事前に相談を受けて、経営的に見込みのあるものについては再建の方途を講じ、見込みのないものについては、円滑な整理を図ることを目的とする特別相談を行っています。

問合せ先

東京商工会議所経営安定特別相談室 ☎ 03 (3283) 7742
東京都商工会連合会経営安定特別相談室 ☎ 042 (540) 0131

事業再生特別相談窓口

物価高騰や人件費の上昇等により経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている中小企業の皆様からのご相談に対応します。必要に応じて支援方針を策定の上、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。(1社 16回まで。無料)

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7885

東京都企業立地相談センター

都内でオフィス、店舗、工場、事業用地等を探している方に対し、専門のアドバイザーが要望をお伺いし、不動産事業者への一斉照会や各種支援制度等の情報提供を行います。



問合せ先

東京都企業立地相談センター
(東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター 1階)
☎ 03 (6803) 6280 (平日 9:00-17:00)

事業承継・事業再生等の相談

事業承継の問題を抱えている中小企業者に対して、専門スタッフが相談に応じ個々の課題解決やM&Aの取組を支援するほか、円滑な事業承継を進めるための普及啓発セミナーを開催します。

また、業績不振等の問題を抱える中小企業に対して、できるだけ早い段階で経営改善策が講じられるよう、個々の経営課題に応じた専門的なアドバイスを行うなど、具体的な支援を行います。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課
☎ 0120 (008) 275
☎ 03 (3251) 7885

サプライチェーン強化等に向けた企業変革促進事業

中小企業の「企業変革力」の向上に向けて戦略立案から計画の策定、実行、資金支援までを一気通貫で実施します(中小企業の連携体に対する支援も実施)

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03-5822-7250

経営統合等による産業力強化支援事業

サプライチェーン全体の付加価値向上につながる経営統合等を契機とした新たな取組を支援することにより、都内中小企業の大規模な変革を強力に後押しします。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03-5822-7250

事業承継税制の対象企業認定

経営承継円滑化法に基づき、中小企業又は個人事業者の後継者が先代経営者からの贈与、相続又は遺贈により取得し

た非上場株式等に係る贈与税・相続税を納税猶予する対象企業の認定を行い、円滑な事業承継を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4785

事業承継を契機とした成長支援事業

事業承継を契機にさらなる成長を目指す後継者が取り組む新規事業展開を、助成金・アドバイザー派遣で後押しすることにより、都内中小企業の事業承継を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 助成課
☎ 03 (5244) 4267

中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス

都と都内中小企業支援機関との連携の下、商工会・商議所の経営指導員と中小企業診断士が専門的な知見に基づいた経営状況の分析と潜在的な課題の発見を行います。また、発見した課題に応じた専門家を派遣することで、短期的・中長期的課題の解決、事業計画の策定、事業計画の継続的な実行を支援します。

問合せ先

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会
☎ 03 (3283) 7388

観光事業者向けワンストップ支援センター

観光関連事業者の経営課題に対し、相談から解決に向けた取組への支援にワンストップで対応する窓口を設置し、対応します。ご相談内容に応じた専門家の派遣、各支援メニューのご案内、セミナー・交流会を実施します。

問合せ先

(公財) 東京観光財団 ☎ 03 (5579) 2316

中小企業者向け省エネ促進税制

問合せ先

対象機器について (公財) 東京都環境公社
☎ 03 (5990) 5087

減免について 東京都主税局

① ☎ 03 (5388) 2969 (個人事業税班)
② ☎ 03 (5388) 2963 (法人事業税班)

名称	対象者	事業内容	対象機器	減免額
中小企業者向け省エネ促進税制	中小企業等、法人個人事業者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した都内の中小規模事業所等において、都が指定する導入推薦機器を取得した場合に、事業税(法人事業税・個人事業税)を減免します。	・空調設備 ・照明設備 ・小型ボイラー設備 ・再生可能エネルギー設備	設備の取得価額(上限2,000万円)の1/2を事業税額から減免(ただし、事業税額の1/2を限度とする)

省エネルギー診断

都内の中小規模事業所を対象に、省エネルギー診断と運用改善技術支援を通じて、エネルギー使用の無駄をなくし、「経営に優しいコスト削減」と「環境に優しいCO₂削減」の両立を支援します。診断は全て無料です。

問合せ先

(公財) 東京都環境公社 ☎ 03 (5990) 5087

省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口

都内事業所におけるエネルギー対策の支援強化を図るために、節電・省エネ、再エネなどに関する中小企業者等からのお問い合わせに対応します。

相談受付内容

- ・事業所における省エネ対策、再エネ利用等に係る一般的な内容、アドバイス
- ・事業者向けの省エネ、再エネ等に係る各種支援制度など

問合せ先

(公財) 東京都環境公社 ☎ 03 (5990) 5239
(平日 9:00-17:45)

デジタル技術を活用した先進的サービス創出支援事業

セミナーや助成金、ハンズオン支援などにより、「デジタル技術」を有効活用した先進的なサービスの創出を後押しします。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 経営戦略課
☎ 03 (5822) 7232

DX推進支援事業

都内中小企業のDXを推進するために、アドバイザーがDX戦略の策定等を支援するとともに、デジタル技術の導入から活用まで長期的にサポートします。さらに、デジタル技術を活用した機器・システム等を導入する場合の費用について、助成金により支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 生産性向上支援課
☎ 03 (3251) 7917

中小企業デジタルコンシェルジュ

デジタル関連の個別相談対応や都や公社等の支援メニューの紹介をワンストップで行う総合窓口を設置し、中小企業のデジタル化に向けた取組を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4791

都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業

中小企業のデジタル化を促進するため、デジタル化の必要性を周知するとともに、デジタル診断等を実施し、各企業の取組状況に応じた支援メニュー（デジタル化支援施策）への接続を実施します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4791

スタートアップを活用したリスクリソーシングによる中小企業デジタル化支援

リスクリソーシングに知見のあるスタートアップで構成するプラットフォームを構築し、デジタル化を推進したい中小企業に対し、スタートアップの知見を活かしたリスクリソーシングを実施することで企業のデジタル化を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 生産性向上支援課 ☎ 03 (3251) 7917

スタートアップ等を活用した価格転嫁・賃上げ支援事業

スタートアップ企業等が提供するツールを効果的に活用し、中小企業の自社コスト把握をサポートするとともに、コンサルタントによるツール導入に向けた支援により、中小企業の価格交渉や賃上げに向けた準備を後押しします。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 生産性向上支援課 ☎ 03 (3251) 7917

中小企業新戦略・事業承継支援事業（団体向け） (中小企業組合等新戦略事業・団体連携型事業承継支援事業)

中小企業団体等又は中小企業グループが取り組む業界の活性化に向けた共同事業の実施に対して、コーディネータ派遣や取組経費の一部助成により、事業計画の策定から事業の実施までを一連的に支援します。

また、団体が取り組むデジタル技術等を活用した販売力強化や事業承継につながる先進的な事業プランを選定し、実施に向けて包括的に支援します。

問合せ先

(中小企業組合等新戦略支援事業について)
東京都中小企業団体中央会 振興課 ☎ 03 (3542) 0040
(団体連携型事業承継支援事業について)
東京都中小企業団体中央会 支援課 ☎ 03 (3542) 0318

東京都 BCP 策定支援事業

災害や感染症の蔓延等、事業活動の中止につながる事態が発生した際に、中核となる事業を維持または早期復旧させるための「事業継続計画」(BCP) の策定を支援します。既に策定済みの方には、BCP の改善や定着を支援します。

☆この事業は社会課題解決融資 (p40) の対象です。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7885

中小企業サイバーセキュリティ対策事業

様々な支援を通じて、中小企業のセキュリティ対策の向上や実践を後押しします。

1 中小企業サイバーセキュリティ普及啓発事業

①サイバーセキュリティ普及促進事業
ポータルサイトやガイドブック等を活用し、サイバーセキュリティ対策に関する普及啓発を行うとともに、サイバーセキュリティ対策に関する様々な内容について相談を受け付けています。

②サイバーセキュリティ啓発事業

サイバー攻撃演習セミナー、標的型攻撃メール訓練、ネットワーク調査を通じてセキュリティの意識啓発を支援します。

2 サイバーセキュリティ基本対策事業

セキュリティ機器やソフトウェアの技術的対策の導入支援や、情報セキュリティポリシーの策定・見直しや情報資産管理台帳の整備への専門的支援などのサポートをします。

3 サイバーセキュリティ社内体制整備事業

①実践力強化プログラム
サイバーセキュリティ人材の育成支援や実践的な課題解決を通じ、セキュリティ対策の継続性の担保を後押しします。

②インシデント対応強化

専門家を支援企業に派遣し、社内のインシデント対応体制 (CSIRT、IT-BCP 等) の構築を支援します。また、インシデント対応訓練を実施し、社内のインシデント対応力の強化を図ります。

③フォローアップ

専門家によるセキュリティ対策点検を行い、定期的なセキュリティ対策の見直しを支援するほか、セキュリティ対策に役立つ情報を発信・提供します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4773

中小企業における危機管理対策促進事業

企業の危機管理対策を促進するため、BCP の実践、サイバーセキュリティ対策、エネルギーコストの削減に向けた設備機器の導入に必要な経費の一部を助成します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 設備支援課 ☎ 03 (3251) 7889

中小企業 SDGs 経営推進事業

SDGs 経営を推進するための施策（普及啓発、情報発信等）を展開し、企業の中長期的な成長を促進することで、企業価値や競争力の向上を図ります。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 経営戦略課 ☎ 03 (5822) 7232

金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業

都内中堅・中小企業の経営をサステナビリティに配慮したものへと転換を促すため、連携金融機関が取り扱うサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）等の実行にあたり、必要となる費用の一部を支援します。

詳細は、以下のURLをご参照ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/green-finance/sustainability-management>

問合せ先

産業労働局総務部国際金融都市推進課

☎ 03 (5320) 6274

サステナビリティ経営推進情報発信ポータルサイト

サステナビリティ経営に取り組む企業の好事例や、SDGs関連の補助金・セミナー情報等を一元化して発信するポータルサイト「東京サステナブルNavi」を運営し、中堅・中小企業のサステナビリティ経営への転換を支援しています。アクセスはこちらから

<https://www.tokyosustainable.metro.tokyo.lg.jp/>

問合せ先

産業労働局総務部国際金融都市推進課

☎ 03 (5320) 6274

ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業

中小企業のゼロエミッションの実現に向けて、脱炭素化などの取組の普及啓発から経営戦略の策定、経費の助成、人材育成までを総合的に支援（PDCA支援）します。

問合せ先

（公財）東京都中小企業振興公社 経営戦略課

☎ 03 (5822) 7232

～中小企業・小規模企業向け～ 事業環境変化に対応した経営基盤強化事業

中小企業を取り巻く経営環境は、エネルギー、原材料価格や人件費の高騰が長期化するなど、厳しい状況にある一方、コロナ後の需要回復や消費者ニーズの変化への対応なども喫緊の課題となっています。

そこで、中小企業が創意工夫を活かして、既存事業を深化・発展させる計画を作成した場合に、経費の一部を助成し、アドバイザーによる運用改善などのアドバイスを実施します。また、中小企業（宿泊施設・飲食店）が実施する受動喫煙防止対策に係る取組に対し、助成金やアドバイザー派遣による支援を実施します。

問合せ先

（一般コース・小規模事業者向けアシストコースについて）
事業環境変化に対応した経営基盤強化事業 事務局

☎ 03 (4446) 2560

（受動喫煙防止対策支援コースについて）

（公財）東京都中小企業振興公社 助成課

☎ 03 (5244) 4266

中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業

グループで一体的に脱炭素化を取り組む中小企業を対象に、排出量見える化するシステムの導入や省エネ設備への更新等を支援します。

問合せ先

（公財）東京都中小企業振興公社 多摩支社

☎ 042 (500) 3901

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業

都内中小企業の皆様が、自ら使用する電気を自ら安定的に供給することができるよう、太陽光発電や蓄電池等を導入するような創電・蓄電の取組について、専門家派遣や助成金による支援を実施します。

問合せ先

（公財）東京都中小企業振興公社 経営戦略課

☎ 03 (5244) 4281

企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業

企業のCO₂排出量の削減に向け、SBT認定取得に係るコンサルティング費用等の経費や申請費用の一部を助成します。

[中小企業]

・補助率 2/3 ・補助上限額 80万円

[大企業]

・補助率 1/2 ・補助上限額 600万円

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業

オフィスビルが集積している東京において、オフィスビル等の所有者の皆様が、ビル等の省エネ化、創エネ化に取り組み、エネルギー消費量を削減することでビル等に入居する都内中小企業の経営基盤も安定化させていくため、専門家派遣や助成金による支援を実施します。

問合せ先

（公財）東京都中小企業振興公社 経営戦略課

☎ 03 (5244) 4281

(2) 雇用環境の整備

テレワークトータルサポート事業

ICT等の専門家により、業務の棚卸や機器及びツールの選定、規程の整備、運用課題の解決等についての助言を行い、テレワークの導入・定着・促進に向けた取組を支援します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課

☎ 03 (5320) 4657

テレワーク普及促進プロジェクト

都のテレワーク施策を紹介するとともに、多様な働き方セミナーや先進的な取組を実施している企業への見学会等を実施することによりテレワークの普及促進を行います。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課

☎ 03 (5320) 4641

TOKYO テレワークアプリ

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索など、テレワークの推進を支援する無料の東京都公式アプリです。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課

☎ 03 (5320) 4641

TOKYO シェアオフィス墨田

東京都がテレワークによる柔軟な働き方を促進するため開設したサテライトオフィスです。個人利用向けのワークスペースのほか、会議室や配信スタジオなどを備えています。

問合せ先

(公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課

☎ 03 (5211) 2762

働き方改革パワーアップ応援事業

企業が自社の課題を把握し、主体的に働き方改革に取り組めるよう、相談窓口の設置、働き方改革に必要な法知識やノウハウ等の提供、従業員サーベイに基づく課題への専門家の派遣を行います。

1 相談窓口

電話・メール・オンラインによる、働き方改革に関する企業向けの相談窓口を設置しています。

2 働き方改革セミナー

主に中小企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、働き方改革に関する法令や他社の取組事例、最新の動向をおさえるセミナーを実施します。

3 専門家派遣

従業員サーベイにより社内の課題を把握し、結果をもとに解決を図るため、従業員サーベイと専門家による助言をパッケージで提供します。

問合せ先

労働相談情報センター事業普及課 ☎ 03 (5211) 2248

東京の未来の働き方推進事業

都内中小企業等に対し、多様な働き方の推進と、テクノロジーを活用した生産性の高い働き方を後押しします。

1 未来の働き方推進フォーラム

多様な働き方やテクノロジーを活用した働き方改革に関するフォーラムを開催します。

2 「東京サステナブルワーク企業」登録

「残業の少ない働き方」等の働き方改革に積極的に取り組む企業を「東京サステナブルワーク企業」として登録します。

3 専門家派遣

「東京サステナブルワーク企業」の登録を目指す企業の取組や、テクノロジーを活用した「未来の働き方」に向けた取組を支援するため、専門家を派遣します。

4 「Tokyo Future Work Award」表彰

「東京サステナブルワーク企業」の中から、テクノロジーを活用した「未来の働き方」を実現している企業を表彰します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4641

「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業

従業員の「手取り時間」の創出に向けた取組やライフステージの支援・エンゲージメント向上に向けた取組、賃金の引上げの取組を支援します。

1 専門家派遣

社内における課題の把握と制度整備に向けた具体的な助言を行うため、社会保険労務士を派遣します。(1社あたり2回)

2 手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金

専門家の派遣を受けて、「手取り時間」の創出やライフステージの支援・エンゲージメント向上に向けた取組、賃金の引上げの取組を行う企業に対して奨励金を支給します。

問合せ先

(公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎ 03 (5211) 0394

リスキリング・キャリアデザイン応援事業

企業の労働生産性の向上と誰もが希望に応じて学びなおすことができる職場づくりを後押しするため、従業員のリスキリングの環境整備に取り組む企業を支援します。

1 専門家派遣

取組計画の策定や制度整備等に向けた助言を行うため、専門家を派遣します。(1社あたり最大2回まで(1回目は必須))

2 奨励金

リスキリングやキャリアデザインを支援する制度を整備した企業に、奨励金を支給します。(規模: 100社(1社あたり最大40万円))

問合せ先

(公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎ 03 (5211) 0392

ES (社員満足度) 向上による若手人材確保・定着事業

従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生の充実による従業員のES (Employee Satisfaction 社員満足度) の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業の取組をサポートします。 (→ p61)

1 専門家派遣

福利厚生の充実による若手人材の確保・定着に関して様々な知見を有する専門家を派遣し、企業の取組計画の作成を支援します (1社あたり最大3回)。

2 ESを高める取組への費用助成

専門家派遣を受けて取組計画を作成し、ES向上の取組を行った企業に、経費を助成します (助成率1/2、上限あり)。

問合せ先

(公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
(☎ 03 (5211) 0397)

職場のメンタルヘルス対策推進事業

1 職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーンの展開

メンタルヘルス対策推進の社会的機運を醸成するため「職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン」を展開し、普及啓発活動を積極的に行います。

2 ポジティブメンタルヘルスシンポジウムの開催

主に中小企業の経営者の方を対象に、メンタルヘルス対策の重要性や企業経営への好影響について紹介する「ポジティブメンタルヘルスシンポジウム」を開催します。

3 職場のメンタルヘルス対策相談会の開催

職場内におけるメンタルヘルス対策の進め方等について、専門家がアドバイスを行う相談会を開催します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 (☎ 03 (5320) 4652)

雇用管理等に関する相談

労働相談

- ・就業規則を作りたい
- ・労働組合について知りたい
- ・賃金や退職金の水準を知りたい

こんなときは労働相談情報センターの労働相談をご利用ください。労働相談情報センターには、事業主の方からも年間約7千件の相談が寄せられています。

(→ p6)

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所 (☎ → p88)

非正規雇用アドバイザー制度

アドバイザーが、事業所等を訪問し、パートタイム・有期雇用労働法のポイントや非正規労働者の雇用管理の改善についてアドバイスをしています。

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所 (☎ → p88)

女性活躍に関する相談 (はたらく女性スクエア)

働く女性の総合相談窓口

女性管理職登用等に取り組む企業等を対象に、オンライン・対面で相談をお受けしています。(事前予約制)

問合せ先

はたらく女性スクエア (労働相談情報センター青山事務所)
(☎ → p88)

働きやすい職場環境づくり

従業員が安心して働くことのできる雇用環境の整備を推進するため、育児・介護や病気治療と仕事の両立、非正規労働者の雇用環境の改善等に取り組む中小企業等を支援します。

1 研修会

働きやすい職場環境づくりに関する知識を習得できる企業向けの研修会を行います。

2 専門家派遣

働きやすい職場環境づくりに意欲がある企業等に専門家を派遣 (無料) し、企業の取組レベルに応じた助言を行います。

3 奨励金

働きやすい職場環境づくりを図る取組を行った企業に対して奨励金を支給します。

(→ p59)

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所 (青山を除く) (☎ → p88)

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業

従業員が生活と仕事を両立しながらいきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、優れた取組を実施している中小企業等を東京ライフ・ワーク・バランス認定企業として認定しています。認定企業には「PR用映像」等を東京都が作成し、取組内容を東京都のホームページ等で広く公表します。

また、「ライフ・ワーク・バランス EXPO 東京」で認定状授与式のほか取組の紹介、認定企業のPRを行います。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 (☎ 03 (5320) 4649
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/>

家庭と仕事の両立支援推進事業

1 家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

経営者や人事労務担当者、働く方々を対象に、家庭と仕事の両立に役立つ情報を提供するポータルサイトを運営しています。

「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」

<https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/>

2 介護と仕事の両立推進シンポジウム

主に中小企業経営者、人事労務担当者、従業員の方を対象に、介護と仕事の両立の重要性や取組事例について紹介するイベントを開催します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 (☎ 03 (5320) 4649)

働くパパママ育業応援事業

1 働くママコース NEXT

女性従業員が、合計1年以上の育業をし、職場環境整備を実施した企業に対して、奨励金を支給します。また、育業を支える同僚への応援手当の支給など、従業員の育業を後押しする取組等を行った場合、1項目につき30万円を加算。

- ・対象：都内中小企業等
- ・金額：125万円（加算により最大175万円）

2 働くパパコース NEXT

男性の育業を奨励するため、男性従業員が合計15日以上の育業をし、職場環境整備を実施した企業に対して、育業期間に応じて奨励金を支給します。また、育業を支える同僚への応援手当の支給など、従業員の育業を後押しする取組等を行った場合、1項目につき20万円もしくは30万円を加算。

- ・対象：都内中小企業等
- ・金額：25万円～330万円（加算により最大420万円）

3 パパと協力！ママコース

女性従業員が、合計6か月以上1年末満の育業をし、夫婦双方の育業計画書を作成した企業に対して、奨励金を支給します。また、計画書策定にあたり、企業に対する専門家派遣も行います。

- ・対象：都内中小企業等
- ・金額：100万円

4 もっとパパコース

2人以上の男性従業員が合計30日以上の育業をし、原職等に職場復帰するとともに、育業しやすい法定上の環境整備を2つ以上実施した企業に奨励金を支給します。

- ・対象：都内企業等（大企業を含む）
- ・金額：80万円～170万円

問合せ先

（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎ 03（5211）2399

介護休業取得応援事業

従業員が合計15日以上の介護休業（有給の介護休暇を含む）を取得し、原職等に復帰するとともに、就業規則等で法定を上回る介護休業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、奨励金を支給します。また、同僚への応援手当の支給などの取組を行った場合、1項目につき30万円を加算します。

- ・対象：都内中小企業等
- ・金額：合計15日以上で27.5万円
合計31日以上で55万円（加算により最大105万円）

問合せ先

（公財）東京しごと財団雇用環境整備課 ☎ 03（5211）2399

男性育業促進に向けた普及啓発事業

1 TOKYO パパ育業促進企業の登録

男性従業員の育業取得率を一定割合達成し、今後も継続して育業を促進する企業を「TOKYO パパ育業促進企業」として登録し、取得率に応じたマークを付与します。また、その取組内容を東京都が積極的にPR・発信します。

2 男性の育業促進に向けた普及啓発等

男性育業に関するオンラインセミナーの開催、取組の好事例の紹介・発信等を実施します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03（5320）4649
<https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/danseiikukyu/>

男性育業推進リーダー事業

育業経験のある男性を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握や具体的な取組を実施した中堅・中小企業等に奨励金を支給するとともに、取組等の要件を満たした企業を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定します。

（1）奨励金

「男性育業推進リーダー」を設置し、男性育業の課題把握・目標設定・社内研修等を実施するとともに、グループ会社等へその取組を伝道・波及した中堅・中小企業等に奨励金を支給します。

- 対象：都内中堅・中小企業等（常時雇用労働者数1,000人以下）
- 規模：75件
- 金額：100万円

（2）認定

奨励金支給企業等を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定するとともに、都のホームページにて取組を紹介します（認定対象には奨励金の要件と同様の取組を実施した大企業を含む）。

問合せ先

はたらく女性スクエア（労働相談情報センター青山事務所）
☎ 03（6427）7518

企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業

女性が幅広くキャリアを選択し、仕事と健康課題の両立ができるよう、企業と女性従業員双方に対して、無料で13のプログラムを実施します。

- 1 行動計画策定支援セミナー
- 2 フォローアップコンサルティング
- 3 女性活躍推進と健康経営セミナー
- 4 職場環境づくりと事例紹介セミナー
- 5 企業向けコンサルティング
- 6 女性リーダー等育成のための管理職向けセミナー
- 7 女性管理職としてのスキルアップセミナー
- 8 リーダーに必要な知識・スキルセミナー
- 9 社外ロールモデルとの交流セミナー
- 10 キャリアやライフステージと健康を考えるセミナー
- 11 キャリアを考える女性従業員交流セミナー
- 12 健康課題とキャリア両立セミナー
- 13 女性従業員向けメンタリング・コンサルティング

問合せ先

はたらく女性スクエア（労働相談情報センター青山事務所）
☎ 03（6803）8908

企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業

3つの事業メニューで個人・企業の年収の壁に関する課題に対応します。

1 個別相談窓口

「年収の壁」に関する相談を電話、メール、オンラインで受付、社労士・税理士・FPが対応

2 専門家派遣

従業員の就業時間調整や人材活用等に課題を抱える企業に対し専門家を派遣

3 オンラインセミナー

○普及啓発セミナー：「年収の壁」の基礎知識や最新の動向、社会保険加入のメリットなどを詳しく解説

○企業向け「年収の壁」対策セミナー：就業調整に悩む企業へ、どう解決していくか、他社の取り組み事例や国の支援策を紹介

問合せ先

東京都「年収の壁」を知る 運営事務局

☎ 0120 (041) 052

キャリアとチャイルドプラン両立支援事業

不妊・不育症治療や卵子凍結を総合的に情報発信し、卵子凍結に関する様々な知識が広まり、不妊治療等と仕事の両立に向けた普及啓発を実施するとともに、職場環境整備に関する制度等を整備した企業に対し奨励金を支給します。

1 セミナーの実施

不妊治療等と職場環境整備、卵子凍結と職場環境整備

2 研修の実施

不妊治療・不育症治療に係る研修、卵子凍結に係る研修

3 職場環境整備奨励金

(1) 不妊治療・不育症治療に係る職場環境整備奨励金
・対象：都内企業等
・奨励内容等

①不妊治療・不育症治療のための休暇制度等の整備
40万円

②不育症治療のための休暇制度等の整備 10万円

(2) 卵子凍結に係る職場環境整備奨励金

・対象：都内企業等
・奨励内容等
卵子凍結に係る休暇制度等の整備 20万円
※福利厚生制度を導入する場合は、加算 40万円

問合せ先

はたらく女性スクエア(労働相談情報センター青山事務所)

☎ 03 (6427) 7260

働く女性のウェルネス向上事業

生理やPMS(月経前症候群)、更年期症状、産後のホルモンバランスの乱れなどをテーマに、企業・従業員双方の意識を高め、皆様に役立つ情報を発信するとともに、企業における女性の健康課題と仕事の両立とする職場環境整備の支援を実施しています。

(1) 特設サイトによる発信・普及

「働く女性のウェルネス向上委員会」

<https://women-wellness.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) フェムテック導入による職場環境整備の支援

・対象：都内企業等

・奨励内容等

フェムテック製品・サービスを導入し、福利厚生制度を整備・拡充した場合等に奨励金 10万円を支給

問合せ先

はたらく女性スクエア(労働相談情報センター青山事務所)

☎ 03 (6427) 7518

フリーランス就業環境整備支援事業

企業やフリーランスの方を対象に、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の知識や必要な取組等に関する情報を提供するセミナーや専門家派遣、専門家相談を実施します。

1 オンラインセミナー

取引適正化やフリーランスの就業環境整備等の知識を習得するオンラインセミナーを実施します。

2 専門家派遣(社会保険労務士等)

フリーランスの就業環境整備等を行う企業等に、社会保険労務士等の専門家を派遣します。

3 専門家相談(弁護士)

フリーランスの就業環境等に関する相談を弁護士が直接お受けします。(労働相談情報センターにて実施。事前予約制、原則1人30分、1回限り)

相談日 水・金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

開設時間 午前9時30分～午前11時30分

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所(青山を除く)(→P88)

中小企業の賃金制度整備等支援事業

賃上げの促進に向け、賃上げに関する手法や新たな賃金制度等に関する情報を提供する特別講座や専門家派遣、企業の取組事例の紹介を実施します。

1 特別講座

企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、賃金をめぐる情勢や賃上げに関する手法、ジョブ型の賃金制度等に関する特別講座を実施し、賃金制度の整備等を支援します。

2 専門家派遣

賃上げや賃金制度、退職金制度の見直し等を行う企業等に、社会保険労務士等の専門家を派遣します。

3 賃上げに関するWebサイト

都や国の賃上げに関する支援策や賃上げで成功している企業の好事例等、賃金制度等に関する情報を以下のWebサイトで提供します。(順次更新)

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/kaikaku/shoguukaizen/index.html>

4 賃上げに関する相談窓口の設置

賃上げの取組を検討する中小企業等からの相談を社会保険労務士がお受けします。(労働相談情報センターにて実施。事前予約制、原則1案件50分、1回限り)

相談日 木曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

開設時間 午前9時30分～午前11時30分

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所(青山を除く)(1.2.4のみ)(→P88)

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4649

外国人労働者の雇用環境等啓発事業

新たに外国人労働者を雇用する中小企業や外国人労働者向けに、雇用・労働問題に関する特別相談会や外国人雇用に関するセミナー等を実施します。

1 外国人労働者特別労働相談会

外国人労働者に関する労働時間・賃金等の労働条件、待遇に関する差別的取扱、ハラスメント・メンタルヘルス問題、在留資格など雇用問題全般の相談に対応するため、東京外国人材採用ナビセンターや東京出入国在留管理局と連携して、外国人労働者特別相談会を実施します。

2 外国人雇用に関するセミナー

特定技能2号となった外国人労働者の待遇（国籍による差別の取扱禁止）や技能実習制度に代わる新たな在留資格「育成就労」の創設に向けた検討状況・労働時間や賃金制度などの法制度の解説、ハラスメントに関するセミナーを実施します。

3 外国人労働者の雇用問題個別相談会

セミナーと組み合わせて個別相談を実施します。

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く）（[☎ 03 \(6420\) 0862](#) → P88）

カスタマーハラスメント防止対策推進事業

令和7年4月施行の「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」の実効性を確保するため、カスタマーハラスメントに関する正しい理解の浸透や社会全体での防止対策を推進します。

1 奨励金

ア 団体向け奨励金

会員企業及びその従業員向けに防止対策の体制を整備した場合、その取組等に対して奨励金を支給します。

[対 象] 都内業界団体

[金 額] 最大 100 万円

- ・企業向け対策方針の策定・周知 20 万円
- ・防止対策のサポート窓口の設置 40 万円
- ・対策研修の実施 20 万円
- ・外部人材等活用による対策の実施 20 万円

イ 企業向け奨励金

条例で規定する事業者の措置等を速やかに都内企業へ浸透させるため、条例施行日以降、より実践的な防止対策を行った企業等に奨励金を支給します。

[対 象] 都内中小企業等

[金 額] 40 万円

- ・防止対策マニュアルの作成に加え、以下のいずれか一つの対象の取組を実施「録音・録画環境の整備」「AIを活用したシステム等の導入」「外部人材の活用」

2 相談窓口等

ア 東京都カスタマー・ハラスメント総合相談窓口

カスハラに関する問い合わせを一元的に受け付ける総合相談窓口を運営し、事業者・就業者・顧客等からの相談に対応します。（P7 働くあなたへ）

イ 団体向けコンサルティング

業界に精通した専門家等によるコンサルティングにより、各業界が会員向けに定める防止対策マニュアルの作成を支援します。

[対 象] 都内業界団体

ウ 団体向けセミナー

カスハラの課題が深刻な業種を中心に、カスハラの未然防止や発生時の対応等に関するセミナーを実施します。

[対 象] 都内業界団体、会員企業等

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課

[☎ 03 \(6420\) 0862](#)

団体連携によるカスタマーハラスメント防止条例普及促進事業

顧客との接点を効果的に活用し、防止対策と条例の普及に都と連携して取り組む業界団体を支援するため、業界団体が構成員の中小企業等を通じて実施する防止対策にかかる広報に要する経費を補助します。

[対 象] 都内業界団体

[補助率] 1 / 2

[金 額] 1団体あたり最大 5,000 万円

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課

[☎ 03 \(6420\) 0862](#)

東京ジョブコーチ職場定着支援事業

事業者が障害者を円滑に受け入れ雇用継続できるように、国に準じた都独自の東京ジョブコーチが、企業等の要請に応じて職場定着支援を行います。

問合せ先

（公財）東京しごと財団総合支援部障害者就業支援課

[☎ 03 \(5211\) 2682](#)

東京ジョブコーチ支援センター [☎ 03 \(3378\) 7057](#)

（3）販路開拓・取引情報

受注・発注情報の提供

（公財）東京都中小企業振興公社では、受注・発注を求める企業に情報の提供を行っています。情報提供には、公社への登録が必要です。公社ホームページから登録できます。

発注企業

- ・新製品の試作を外注したい
- ・受注量増大のため新たに協力企業を探したい
- ・自社にない設備や資格をもった協力企業を探したい
- ・より高い技術力を持った協力企業を探したい

受注企業

- ・適正な受注量を確保したい
- ・新規取引先の拡大を図りたい
- ・受注分野の拡大を図りたい
- ・技術の相互利用を図りたい

問合せ先

（公財）東京都中小企業振興公社 取引振興課

[☎ 03 \(5822\) 7250](#)

同 城東・城南・多摩各支社

（[p85](#)）

中小企業受注拡大プロジェクト

- 1 ビジネスチャンス・ナビ：官民の調達情報を一元的に集約し中小企業に情報提供することで受注機会の拡大を支援しています。https://www.chancenavi.jp/bcn/
- 2 東京ビジネスフロンティア：中小企業の創意あふれる製品・サービス等を各展示会で共同出展することで、販路開拓を支援しています。
- 3 ウェブ見本市：中小企業の製品・サービスを掲載することで商談の活性化を図ります。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03 (5822) 7239

先端技術を活用した社会課題解決促進事業

AI/XR/メタバース等のデジタルコンテンツに関する先端技術を活用した社会課題の解決につながるソリューションを募り、優れた製品・サービスを表彰するとともに、販路開拓等を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4887

全国連携を踏まえた展示・商談会開催事業

原材料価格高騰等の影響を受けた業種を中心に全国から出展や参加を募集、展示会や商談会を開催することで、中小企業の販路開拓のルート確保と国内のサプライチェーンの強化・構築を行います。

問合せ先

東京商工会議所 ビジネス交流部 ☎ 03 (3283) 7804

販路開拓におけるDXサポート事業 (デジタルマーケティング・営業のDXサポートプログラム)

電子商取引の市場規模は拡大傾向にあり、また販売促進においても展示会や商談会のオンライン化・ハイブリッド型が増加傾向にあります。WEBサイト、アクセス解析、SEO、SNS、動画、ECサイト等の活用ニーズも高まっています。

本事業では、普及啓発、人材育成講座、デジタルマーケティング実行支援、成果事例の発信を通じ、都内中小企業の販路開拓手法のDXを支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
☎ 03 (5822) 7234

医療機器産業への参入支援

医療機器産業に中小企業が参入するには許可を持った既存の製販企業及び病院等との連携が重要です。企業毎に担当のコーディネーターを設置し、製販企業等とのマッチングや共同による機器開発への支援を実施します。

医療機器産業参入促進助成として、都内ものづくり中小企業と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課
(制度全般について) ☎ 03 (5201) 7323
(助成金について) ☎ 03 (5822) 7250

航空宇宙産業への参入支援事業

航空宇宙産業に参入する中小企業等を支援するため、セミナー及び交流会を開催するとともに、衛星等に係る機器やサービスの開発などに必要な経費の一部を助成します。

東京エリアの中小企業を中心とした企業コミュニティ、Tokyo Metropolitan Aviation Network(略称「TMAN」)では、商談マッチング、ワークショップ等を実施し、中小企業の航空機産業参入を支援しています。

問合せ先

●セミナー・交流会について
(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03 (5822) 7250

●助成金について
(公財) 東京都中小企業振興公社 助成課
☎ 03 (3251) 7894・5

●Tokyo Metropolitan Aviation Network について
産業労働局商工部創業支援課
☎ 03 (5320) 4762

新事業分野開拓者認定制度

(東京都トライアル発注認定制度)

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務(サービス)の普及を支援するため、都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価します。

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4745

九都県市合同商談会

首都圏全体における産業の国際競争力の強化に向け、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市)連携による合同商談会を実施します。この商談会を契機として、中小企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03 (5822) 7250

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4791

地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図るため、地方で開催される展示会等の場を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出します。

問合せ先

東京商工会議所 ビジネス交流部 ☎ 03 (3283) 7804

メディア活用販路開拓支援事業

メディア（テレビショッピング・インターネット販売等）を活用して商品を紹介・販売することで、都内中小企業が開発する優れた商品の更なる販路拡大につながるよう、ノウハウを学ぶセミナーや商談会を開催します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

コンテンツ企業と異業種企業の連携促進事業

東京都は、コンテンツ産業と他産業との交流を契機とした企業間ネットワークの拡大・業種を超えた連携促進などにより、コンテンツ活用の裾野を広げていくため、異業種交流イベントを開催します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業

東京の特産品の販路拡大を後押しするため、民間ECサイト内に東京の特産品の特設ページを設けて東京の逸品を広く発信し、東京の特産品を取り扱う中小企業等の販路開拓につなげていきます。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4778

ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業

都内中小企業の成長を図るとともに、脱炭素社会の実現に貢献するため、都内中小企業のゼロエミッションに資する新製品開発・技術開発及び販路開拓等を総合的に支援します。

問合せ先

●製品開発支援について

(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

●販路拡大支援について

(公財) 東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7895

東京都競争入札参加資格

物品買入や工事請負などの入札に参加するためには、入札参加資格を取得すること（「東京都競争入札参加有資格者名簿」に登載されること）が必要です。入札参加資格の申請方法につきましては、東京都電子調達システムの「事前準備等」(<https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/index.jsp>)をご参照ください。

問合せ先（受付時間 開庁日 午前9時～正午、午後1時～午後5時）

財務局経理部契約第一課(工事) ☎ 03 (5388) 2622

財務局経理部契約第二課(物品) ☎ 03 (5388) 2632

産業交流展 2025

今年で28回を迎える産業交流展は、首都圏の個性あふれる中小企業の優れた製品や技術を一堂に展示する、国内最大級の見本市です。販路開拓や企業間連携の実現に向けた情報収集・交換の場として、ぜひご活用ください。

- 開催期間（リアル展） 令和7年11月26日（水）から11月28日（金）まで
(オンライン展) 令和7年11月12日（水）から12月5日（金）まで
- 会場（リアル展） 東京ビッグサイト 西展示棟1・2ホール、アトリウム
(オンライン展) 公式webサイト上
- 対象 首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有し、以下のいずれかの分野に属する中小企業・団体等
①情報 ②環境 ③医療・福祉 ④機械・金属
- 主催 産業交流展実行委員会（東京都、東京商工会議所等）
- 出展規模 700企業・団体（予定）
- 来場規模 17,500人（予定／重複なし）
- スケジュール（予定）
6月上旬：出展募集開始 10月上旬：来場登録開始
- 同時開催 東京都ベンチャー技術大賞表彰式、東京都経営革新優秀賞表彰式 等
問合せ先
産業交流展実行委員会事務局（産業労働局商工部調整課内） ☎ 03 (5320) 4672

(4) 海外展開・海外取引

海外展開総合支援事業

主にアジア地域への海外展開を志向する都内中小企業に対し、海外展開プランの策定支援、海外販路ナビゲータ（海外のビジネス事情に詳しい企業OB等）によるハンズオン支援、展示会への出展支援や越境ECへの出品支援などマッチング支援等を実施し、都内中小企業の海外販路開拓に結びつけていきます。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241

海外展開相談

海外展開や貿易に関する質問や相談に、(公財) 東京都中小企業振興公社の専門相談員（AIBA認定貿易アドバイザー）が応じます。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241
平日午前9時～12時 午後1時～4時

ASEAN展開サポート事業

(公財) 東京都中小企業振興公社 タイ事務所と、インドネシア・ベトナムのサポートデスクにおいて、相談対応や情報提供、ビジネスマッチング支援等を実施することにより、都内中小企業の現地での活動支援と技術・製品等のPRのための情報発信を行います。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241

海外進出サポート事業

海外進出を目指す都内中小企業に対し、生産委託や技術連携、海外への生産拠点の設置など、企業ニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241

中小企業のグローバル化に向けた組織構築支援事業

普及啓発セミナーやワークショップの開催、国内外の幹部人材・実務担当者の育成支援等を通じて、中小企業のグローバル化に向けた組織構築を総合的に支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 企業人財支援課 ☎ 03 (3434) 4275

海外デジタルマーケティング支援事業

海外展開を志向する都内中小企業のデジタルツールを活用した英語での情報発信力の強化を目的に、英語ページやPRツールなどの作成等を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241

商社を活用した輸出拡大支援事業

海外企業との取引に精通している商社と中小企業のマッチング商談会を開催するとともに、専門家による商談サポート等を行い、中小企業の輸出を後押しします。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241

地域間経済交流事業

海外都市と経済交流に関する協定等を締結することで、現地政府や現地支援機関と連携体制を構築し、現地情報の提供や現地企業等とのマッチング支援などを実施します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241

成長産業分野の海外展示会出展支援事業

世界最大級の海外展示会（医療関連機器、環境・エネルギー分野等）への出展を通じ、優れた製品・技術を世界に発信するとともに海外市場への参入を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

都内中小企業と外国企業のビジネス交流事業

東京都は、都内に誘致した外国企業等との協働を促進し、都内中小企業のビジネス拡大へ繋げていくため、都内中小企業と外国企業とのマッチング商談会を開催します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

アニメーション海外展開ステップアッププログラム事業

東京都は、都内アニメーション産業の振興及び海外展開の促進を図るため、海外展開を志す都内アニメーション制作会社等を対象に、海外アニメーション市場への理解を深め、海外ビジネスに必要な基礎知識及びアニメーションピッチ技法を習得するセミナー・ワークショップを開催するとともに、海外展開に必要なスキル、マインドを磨くための機会として、ピッチコンテスト及び海外見本市 MIFAへの出展支援を実施しています。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

コンテンツ産業の海外展開支援事業

専門家等による相談窓口の設置や普及啓発セミナーを実施し、都内コンテンツ事業者の海外展開を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

Buy TOKYO 推進活動支援事業

東京の特色ある優れた商品等（東京都産品）を国内外に向けて販売・PRする都内中小企業等の新たな取組に対して、経費の一部補助や販売促進のアドバイス等の支援を行い、これら商品等の市場への浸透や海外展開を促進するとともに、東京都産品のイメージ向上やブランド力の強化を図ります。

補助率・補助限度額

1年目 限度額 1,000 万円（補助率 2/3）

2年目 限度額 600 万円（補助率 1/2）

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4726

国際規格や海外の法規制に関する相談・情報提供

（地独）東京都立産業技術研究センター※は広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）を運営し、海外市場参入を検討する企業に向けて、様々な技術支援を行っています。

CE マーキングや米国、中国などの国際規格や海外法規制に精通した専門相談員による技術相談、RoHS 指令や医療機器規制などのセミナーや海外規格解説テキストによる情報提供を行っています。

また、タイ王国のバンコク支所では、ASEAN 地域に展開する日系中小企業を支援するため、現地で技術相談や技術セミナー等を実施するほか、都産技研本部（江東区）などオンラインを活用し、技術的な課題解決を支援しています。

こうした取組により都内中小企業の海外展開を技術的に支援していきます。

※（地独）東京都立産業技術研究センターの詳細は 66、67 ページをご覧ください。

問合せ先

（地独）東京都立産業技術研究センター 技術振興室
輸出製品技術支援センター ☎ 03 (5530) 2126
<https://www.iri-tokyo.jp/information/mtep>

企業の英文情報開示支援、価値向上支援

海外からの国内企業の活動の”見える化”を支援するため、英文での IR 情報開示や海外での IR 活動支援などを展開しています。

詳細は以下の URL からご確認ください。

<https://disclosure-g.tokyo/>

問合せ先

一般社団法人東京国際金融機構「英文情報開示支援事業」事務局
mail:contact@fincity.tokyo
(メールでのお問合せをお願いします。)

(5) 経営革新計画（中小企業等経営強化法に基づく支援）

経営革新計画の相談・承認

経営革新計画とは：「中小企業等経営強化法」に基づくもので、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する経営計画書です。計画の承認を得た企業には、支援策が用意されています。

新事業活動とは：①新商品の開発又は生産、②新サービスの開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④サービスの新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他新たな事業活動

経営革新計画が承認されると、下記の支援策が用意されています。

※支援策を利用するには、各支援機関への申込み、審査が必要です。計画の承認が支援を保証するものではありません。

- ・政府系金融機関の特別利率による融資制度
- ・信用保証の特例
- ・中小企業投資育成株式会社からの投資
- ・起業支援ファンドからの投資
- ・海外展開事業者への支援制度
- ・東京都の施策（制度融資、専門家派遣、表彰制度）
- ・東京都中小企業振興公社の施策（市場開拓助成事業（P49））

問合せ先

●申請書の提出について

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7882

東京商工会議所中小企業相談センター ☎ 03 (3283) 7700

東京都商工会連合会経営革新室 ☎ 042 (500) 3886

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4784

●制度全般について

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4795

東京都経営革新優秀賞

経営革新計画に基づき、新事業に積極・果敢に取り組み、経営の顕著な向上を果たした企業を表彰する東京都独自の制度です。

経営革新計画終了を控えた（終了までの期間が 1 年未満）企業を対象として、経営革新計画の実現状況、実現までの創意工夫や経営指標等を審査し、他の中小企業の模範となる企業を表彰します。

なお、表彰式は、「産業交流展」（p35）の中で行う予定です。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4795

(6) 福利厚生

中小企業勤労者福祉サービスセンター

中小企業勤労者福祉サービスセンターは、区市町村を単位として設立され、中小企業の事業主と従業員を会員とした総合的な福祉事業を実施しています。東京都内には、現在 18 区 10 市にサービスセンターがあります。

会費 加入者 1 人当たり毎月 500 円程度
(各サービスセンターによって異なります。)

在職中の生活の安定事業（結婚祝い金の給付等）、健康の維持増進事業（健康診断・人間ドックの利用助成等）、財産形成事業、自己啓発事業、余暇活動事業等

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4653



(8) 組合の設立

東京都は、中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため、中小企業の組織化、組合設立等の支援をしています。組合の設立には、都知事又は国等の認可が必要です。

法人種類	事業協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合
目的	組合員の経営の近代化、合理化、経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の資格として定款で定める事業（資格事業）の改善発達	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進	事業の健全な発展、公共の福祉の増進
事業	組合員の事業を支援する共同事業	定款に掲げる事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業の統合、関連事業、附帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業
設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	地区内において資格事業を行う者の1/2以上が加入すること	4人以上の事業者	組合員資格を有する者の2/3以上が加入
組合員資格	地区内の小規模事業者（おおむね中小企業者）	個人及び法人等	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者（1/3未満）	中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者（1/4以内）	地区内で小売商業、サービス業、その他の事業を営む者及び定款で定められたときはこれ以外の者
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上	7人以上

問合せ先 産業労働局商工部調整課 ☎ 03 (5320) 4759

東京都中小企業
団体中央会

中小企業等協同組合法に基づき、東京都が認可した中小企業団体の専門支援機関です。中央会は、事業協同組合、企業組合、商工組合等の設立支援、運営支援、情報提供、講習会開催等のほか、エコアクション21の「地域事務局」として環境経営の支援も行っています。

(7) 共済制度

中小企業退職金共済制度

中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を事業主が指定した預金口座から振り替えます。従業員が退職したときは、中退共本部から直接退職者へ退職金が支払われます。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。

問合せ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部 ☎ 03 (6907) 1234
産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4653

小規模企業共済（事業主退職金）制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）又は会社等の役員の方々が、月々の掛金を払い込むことによって、事業の廃止、死亡又は第一線を退いたときに法律で定められた共済金が支払われます。掛金も共済金も税法上の優遇措置があります。

加入資格

常時使用する従業員が 20 人以下（商業とサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は 5 人以下）の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、法人（会社など）の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

問合せ先

商工会・商工会議所
(☞ → p87)
独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室
☎ 050 (5541) 7171

2 資金を調達したい

東京都中小企業制度融資

東京都中小企業制度融資とは、中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。なお、ご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

ご利用いただける方

(①～⑤の条件を全て満たす方)

- ① 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者又は組合
- ② 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
(一定の業歴要件が必要となる場合があります。)
- ③ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- ④ 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- ⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

申込手続について

取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申し込みください。

- ※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(公財)東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取扱いができない場合があります。）。
- ※ 国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を不要とすることができます（審査あり）。
- ※ 国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できます（資格要件あり）。
- ※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

問合せ先

産業労働局金融部金融課（金融相談窓口） ☎ 03（5320）4877
東京信用保証協会 (☞p86)

令和7年度 東京都中小企業制度融資 メニュー一覧

⑦：令和7年度の主な新設・拡充

政策課題対応資金メニュー

○都が2035年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー ○融資期間は全メニューの中で最長の15年以内、融資利率は最優遇の7年以内

こんな方におススメ	融資メニュー	
革新的な製品・サービス等の事業化に取り組む方	DX・イノベ・ 産業育成支援融資	DX・イノベ・産業育成支援 ⑦
女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方	女性活躍融資	女性活躍推進 ⑦
働き方改革に向けた職場環境整備等に取り組む方	社会課題解決融資	働き方改革支援 ⑦ (「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例 ^{※3)}
認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方		ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム支援
省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEVの導入など、HTT/ゼロエミッション化に取り組む方		HTT・ゼロエミッション支援 ⑦ (脱炭素化促進支援特例 ^{※3)} (地域金融機関による脱炭素化支援特例 ^{※3)}
金融機関による独自の支援を受けたい方	金融機関提案融資	金融機関提案

社会経済情勢特別対応メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー	
様々な経営悪化要因により、事業活動に影響を受けている方	エネルギー・ ウクライナ情勢・ 円安等対応緊急融資	エネルギー・ ウクライナ・円安等

※1 据置期間を含みます。※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（*）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

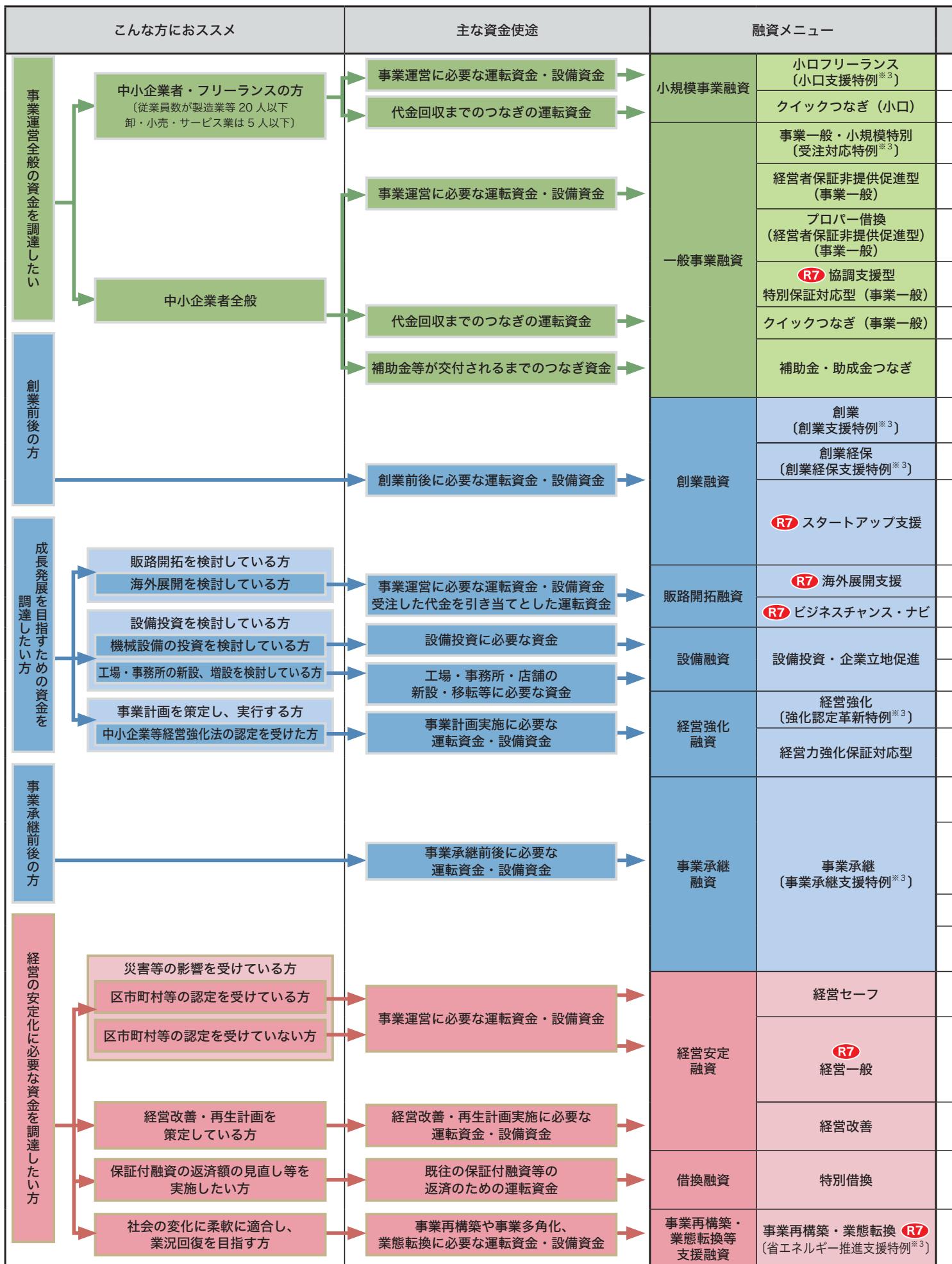
1.85%以内、7年超15年以内2.35%以内

融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1} ()内は据置期間		融資利率 ^{※2}	信用保証料補助
		運転資金	設備資金		
製品・サービス等の事業化、又は成長産業分野 小企業者又は組合 いる し、公表している いる	<p>左記の例示のほか、 多様な事業が 対象となっています</p> <p>融資対象となる 事業や取組の詳細は こちらをご覧下さい</p> <p>https://www.sangyoro-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/youkou/</p>  <p>令和7年度東京都制度融資 融資対象一覧</p>	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	1.85%以内～ 2.35%以内	小規模企業者 1/2
等に取り組む都内の中小企業者又は組合 している 100人以下かつ国の「女性の活躍推進企業デー 事業主行動計画及びデータ（1項目以上）を公 業を利用している		2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	1.45%以内～ 1.95%以内	全事業者 2/3 又は 1/2
境整備に関する事業等に取り組む都内の中小企 事業年度比1.5%以上増加し、賃上げを通じた 取り組んでいる き方の転換に取り組んでいる 事業の支援を受け、テレワークに取り組んでいる うえで「テレワーク東京ルール」実践企業であ る		2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	1.85%以内～ 2.35%以内 (特例 上記より 0.2～0.6%優遇)	全事業者 2/3 又は 1/2
に関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は ファームの認証又は予備認証を取得している		2億8,000万円 (4億8,000万円)			全事業者 1/2
生可能エネルギーの活用、ZEVの導入など、 事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 た省エネ設備導入・運用改善支援事業を利用し に登録している 取引創出のためのモデル事業を利用している		2億8,000万円 (4億8,000万円)			全事業者 2/3
課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ る中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定	金融機関所定	全事業者 0.2%相当分	

融資対象	融資限度額	融資期間 ^{※1}		融資利率 ^{※2}	信用保証料補助
		運転資金	設備資金		
小企業者又は組合 資残高がある。 安定化や経営改善に取り組むこと。 イルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、 と。 又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して、 益率」が直近同期と比較して10%以上減少していること。 利益率」が直近同期と比較して10%以上減少していること。 (コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、 応緊急借換 (コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、 応緊急借換 証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているも	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	1.85%以内～ 2.55%以内	全事業者 5分の4 又は3分の2 (小規模企業者は 5分の4 又は4分の3)	

令和7年度 東京都中小企業制度融資 メニュー一覧

(R7) : 令和7年度の主な新設・拡充



このほか、一般事業融資（極度枠設定、組合向け）、チャレンジ融資、再生支援融資、災害復旧資金融資等を実施しています。

融資対象	融資限度額 () 内は組合	融資期間 ^{※1} () 内は据置期間		融資利率 ^{※2}	信用保証料 補助	
		運転資金	設備資金			
全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下の小規模企業者 ([国の全国統一保証制度]に対応)	2,000 万円 (同)	7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (1 年以内)	2.05% 以内～ 2.65% 以内 (特例 上記より 0.4% 優遇) [※]	全事業者 1/2	
東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1 年以上にわたり約定どおり返済している 小規模企業者 ([国の全国統一保証制度]に対応)	300 万円 (同)	2 年以内	—	2.05% 以内 [※]	—	
中小企業者又は組合	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	7 年以内 (6 か月以内) (特例 2 年以内)	10 年以内 (6 か月以内)	金融機関所定	—	
国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」の要件を満たすこと。 ([国の全国統一保証制度]に対応)	8,000 万円	10 年以内 (1 年以内)			全事業者に対し、 国が 0.10% 補助 (R7)	
国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」の要件を満たすこと。 ([国の全国統一保証制度]に対応)	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (1 年以内)	—		—	
国の「協調支援型特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」の要件を満たすこと。 ([国の全国統一保証制度]に対応)	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (3 年以内)		全事業者に対し、 国が 1/2 又は 1/4 補助 (R7)	
東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1 年以上にわたり約定どおり返済している 中小企業者又は組合	500 万円 (同)	2 年以内	—	金融機関所定	—	
東京都、都内の区市町村、国及び独立行政法人・国立研究開発法人（例：独立行政法人中小企業基盤整備機構 等）、都の政策連携団体・事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人（例：公益財団法人東京都中小企業振興公社 等）が所管（これらから委託された機関を含む）する補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1 億円 (2 億円)	10 年以内		1.85% 以内～ 2.35% 以内		
(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの (2) 創業した日から 5 年未満である中小企業者又は組合 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の中小企業者	3,500 万円 (同)	7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (1 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内 1.65% 以内～ 2.15% 以内 [※] (創業支援特例は上記より 0.4% 優遇)		
【創業経営者保証不要型】 国の「スタートアップ創出促進保証制度」の要件を満たすもの	3,500 万円	10 年以内 (1 年以内又は 3 年以内)		1.65% 以内～ 2.15% 以内 [※] (創業支援特例は上記より 0.4% 優遇)	全事業者 2/3	
次のいずれかにあてはまる中小企業者又は組合 (1) 都制度融資「創業」要件のうち (2) 又は (3) を満たし、かつ、「創業」の 利用残高がある。 (2) 以下リンク・QR コード先のページ「スタートアップ」に記載のいずれかの 事業を利用している。 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (2 年以内)		1.85% 以内～ 2.55% 以内	—	
日本貿易振興機構、信金中金等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実 行に取り組む中小企業	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (2 年以内)	1.85% 以内～ 2.55% 以内		小規模企業者 1/2	
「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録していること	1 億円 (同)	10 年以内 (1 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内		—	
【設備投資】事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行 う中小企業者	2 億 8,000 万円	15 年以内 (2 年以内)	1.85% 以内～ 2.55% 以内		全事業者 2/3	
【企業立地促進】引き続き 1 年以上同一事業を営んでおり、都内で工場・事務所・店舗の新增設、 移転等を行う中小企業者	1 億円 (2 億円)	10 年以内 (2 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内 (特例 上記より 0.2% 優遇)		小規模企業者 1/2	
【強化認定】中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	5 年以内 (1 年以内)	7 年以内 (1 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内 借換えの場合は 10 年以内	小規模企業者 1/2	
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実 行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合 ([国の全国統一保証制度]に対応)	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (2 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内		全事業者 2/3	
【事業承継一般】 (1) 10 年以内に事業承継を予定している又は事業承継後 5 年未満の中小企業者又は組合 (2) 事業承継に伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (1 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内 (特例 上記より 0.2% 優遇)		全事業者 2/3	
【事業承継経営者保証不要型】 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有している又は国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施し、承継後 3 年未満の、一定の財務要件等を満たした中 小企業者又は 組合 ([国の全国統一保証制度]に対応)	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (1 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内 (特例 上記より 0.2% 優遇)		全事業者 2/3 又は 0.2%	
【事業承継個人融資型】 事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2 億 8,000 万円	15 年以内 (2 年以内)	1.85% 以内～ 2.55% 以内 (特例 上記より 0.2% 優遇)	全事業者 2/3	全事業者 2/3	
【M&A 促進】 M&A に取り組む中小企業者（売却・買収は問わない。ただし、売却側で廃業を前提としている場合は含まない）	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (5 年以内)	1.85% 以内～ 2.55% 以内	全事業者 2/3	全事業者 2/3	
セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 (①大型倒産企業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業 況悪化業種（売上減少等）、⑥取引先金融機関の破綻等)	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (2 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内	小規模企業者 1/2 又は全事業者 1/2	小規模企業者 1/2 又は全事業者 1/2	
災害、経済危機等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は 組合（①最近 3 か月間の売上が前年同期比 5% 以上減少又は減少見込、②最近 3 か月間の売上 が令和 2 年 1 月以前の直近同期比 5% 以上減少又は減少見込、③原油価格高騰により、仕入価 格 20% 以上上昇、④売上高営業利益率が前年同期比で 20% 以上減少、⑤金融機関総借入 10% 以上減少、⑥倒産等企業の債権保有、⑦災害の影響を受けている、⑧東京都知事が指定す るもの（アスベスト対策）、⑨東京都知事が指定するもの（米国関税措置関連）	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)					
【フェニックス金融支援パッケージ】 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画等に従って事業再生 を行う中小企業者又は組合 ([国の全国統一保証制度]に対応)	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (3 年以内)	1.85% 以内～ 2.55% 以内	全事業者 国補助後の 2/3	全事業者 2/3	
事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組 む中小企業者又は組合	既往の保証付融資 残高及び事業計画 の実施に必要な 資金の範囲内	10 年以内 (1 年以内)	—	金融機関所定	小規模企業者 1/2	
次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 事業転換や事業多角化、デリバリー対応などの業態転換に取り組むこと (2) 事業再構築補助金の交付決定通知を受けていること (3) 金融・経営一体型支援事業を利用していること	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (5 年以内)	1.85% 以内～ 2.35% 以内 (特例 上記より 0.2% 優遇)	全事業者 2/3	全事業者 2/3	

*1 据置期間を含みます。*2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（*）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

主な特例制度

特例メニュー	要 件	優遇内容
「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言※を行っているもの ※テレワーク推進リーダーを設置済み表示のあるもののみ	融資利率を 0.4%優遇 保証料補助：全事業者 2/3
脱炭素化支援特例	東京都の「中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業」又は「カーボンクレジット活用促進事業」を行い、CO ₂ 排出削減目標を達成しているもの	融資利率を 0.6%優遇
地域金融機関による脱炭素化支援特例	東京都信用金庫協会又は東京都信用組合協会による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
小口支援特例	次のいずれかに該当するもの ・商工会議所・商工会の経営指導を1年以内に6か月以上複数回受けた ・経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けているもの	融資利率を 0.4%優遇
受注対応特例	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とするもの	対応する受注による売上金の入金に応じた一括返済等が可能
創業（経保）支援特例	区市町村の認定特定創業支援等事業による支援又は商工団体等による創業支援を受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
強化認定革新特例	経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士に実施フォローアップ受けたことについて確認申請書により確認を受けているもの	融資利率を 0.2%優遇
事業承継支援特例	地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会からの支援、または東京都信用金庫協会及び東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
省エネルギー推進支援特例	以下のいずれかに該当すること ・「事業再構築・業態転換事業計画書」についてエネルギー対策に係る計画を策定し、当該対策を実施した際の省エネルギー削減効果を記載すること ・「事業再構築補助金」について「グリーン成長枠」の交付決定を受けていること	融資利率を 0.2%優遇



東京プラスサポート融資制度

高い技術力や優れたビジネスプラン等により、現下の厳しい局面を乗り切れば将来の展望が開ける中小企業の資金繰りを支援するため、都と地域の金融機関（信用金庫・信用組合など）が連携して実施する融資制度です。

◇特徴

- ・民間の保証機関の持つ審査ノウハウと地域の金融機関の目利き力を活用
- ・制度融資だけでは十分な資金調達ができない中小企業の資金繰り等を支援

◇制度概要

- (1) オリックス株式会社保証付融資
- (2) 全国しんくみ保証株式会社保証付融資
- (3) 株式会社オリエントコーポレーション保証付融資

1 資金使途	事業性資金
2 融資限度額	3,000万円以内
3 融資期間	7年以内（据置期間なし）
4 融資利率	融資期間 3年以内 年2.55%以内 融資期間 3年超5年以内 年2.75%以内 融資期間 5年超7年以内 年2.95%以内
5 信用保証料	保証機関の定めるところによります。 ※申込先金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融資に定める経営力強化保証制度対応融資に関する融資残高がある場合は、融資利率及び信用保証料の優遇処置があります。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03（5320）4877

女性・若者・シニア創業サポート2.0

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。

◇支援対象

- ・都内における女性、若者（39歳以下）、シニア（55歳以上）で創業の計画がある方又は創業後5年未満（女性は7年未満）の方（NPO等も含む）
- ・地域の需要や雇用を支える事業であること

◇融資条件

- ・融資限度額1,500万円以内（女性は2,000万円以内）
- ・固定金利1%以内、無担保、返済期間10年以内、据置期間3年以内

問合せ先

女性・若者・シニア創業サポート2.0 事務局
☎ 03（6910）8220

東京都動産・債権担保融資（ABL）制度

中小企業の皆様が保有している機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を借り入れることができます。不動産担保に頼らない東京都独自の融資制度です。

◇融資条件

- 1 資金使途 運転資金・設備資金
- 2 融資限度額 3億5,000万円以内

3 融資期間

担保が機械・設備：7年以内（うち、再エネ発電設備の場合：15年以内）

担保が売掛債権・在庫：1年以内

取扱金融機関ごとに定める。

原則不要

4 融資利率

・保証料等の経費の1/2（小規模企業者の場合は全額）

・担保が機械・設備：融資額の4.0%

・担保が売掛債権・在庫：3.5%（ただし、小規模企業者が売掛債権を担保とした2,000万円未満の融資を利用する場合は70万円）

※補助額の上限は、年換算したものを記載。

※創業5年未満の企業は、上記に関わらず、融資額の4.0%を上限に全額補助。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03（5320）4877

私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援

中小企業等の脱炭素化への取組みの推進と機運醸成のため、第三者機関の評価を受けたうえで、脱炭素化に取り組む中小企業等の私募債を活用した資金調達と取組の対外的な発信を支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03（5000）7712

私募債を活用した事業承継支援

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、金融機関と連携し、私募債を活用して、事業承継課題の解決と事業承継時の資金調達を支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03（5000）7712

私募債を活用した女性活躍支援

女性活躍の機運醸成と中小企業の取組を推進するため、客観的評価を取得したうえで、女性活躍に取り組む中小企業の私募債を活用した資金調達と対外的な発信を支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03（5000）7712

地域金融機関による脱炭素化支援事業

信用金庫・信用組合を通じて、脱炭素化に係る啓発から、排出量の現状診断や削減計画策定、資金供給までを支援します。

問合せ先

地域金融機関による脱炭素化支援事業 事務局
☎ 03（6257）3871

環境保全資金融資あっせん制度

この制度は、都内の中小企業の方が低公害車・低燃費車への貢換えをする際、東京都が融資あっせんするものです。

制度名	対象	限度額	利 率	期 間 (据置期間)	補助割合	申込受付場所	申込受付期間
環境保全 資金融資 あっせん 制度	中小企業者 (個人事業主を 含む。) 又は組合	1億円 /1企業	長期プライムレート 以内	7年以内 (6か月)	利子の1/2、 信用保証料 の2/3	きらぼし、三菱UFJ、東日本、みずほ、三井 住友、山梨中央、りそな、千葉、横浜、北陸、 群馬、東和の各銀行、商工中金、信用金庫、 信用組合、東京都信用農業協同組合連合会	令和7年 4月1日～ 令和8年 3月31日

問合せ先 環境局環境改善部自動車環境課 ☎ 03 (5388) 3535

地域金融機関による事業承継促進事業

経営者に寄り添う地域の金融機関と連携し、事業承継に係る課題の洗い出しや解決策の立案、計画の策定などの取組を支援します。

問合せ先

地域金融機関による事業承継促進事業 事務局
☎ 03 (6225) 2040

金融・経営一体型支援事業

中小企業の経営課題の解決に精通した専門家（コーディネーター）が地域金融機関の紹介により、中小企業を訪問し、経営課題を把握し、適切な経営支援機関へつなげます。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5000) 7711

金融機関と連携した海外展開支援

（独法）日本貿易振興機構、信金中央金庫、（独法）中小企業基盤整備機構、（公財）東京都中小企業振興公社と金融機関が連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4877

中小企業経営承継円滑化法による金融支援

経営承継円滑化法による金融支援を利用する際に、前提として必要になる都知事の認定に係る申請書類の提出や手続の相談を受け付けています。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5000) 7711

クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事業

ベンチャー企業や中小企業者等による、新しいビジネスへの挑戦を促進するため、クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した、資金調達を支援します。また、本事業を通じてクラウドファンディングの普及を図ります。

◇購入寄付型

- ・対象者 都内の創業希望者又は中小企業者等
※その他要件あり
- ・助成率
 - ア 創業、新製品・新サービス、ソーシャルビジネス
 - イ コロナ関連等の課題解決を行なうソーシャルビジネス
 - ウ HTT・ゼロエミッションに資する新製品・新サービス
 - エ デジタル技術を活用した新製品・新サービス
 - オ 事業の見直し・再構築
- アの場合、CF利用手数料の2分の1（上限80万円）
- イからオの場合、CF利用手数料の3分の2（上限100万円）

◇株式型

- ・対象者 創業10年末満の都内ベンチャー企業
※その他要件あり
- ・助成率
 - ECF利用手数料の2分の1（上限750万円）
 - ベンチャー企業の主たる事業が、HTT・ゼロエミッションに資する場合やデジタル技術を活用している場合は、特例として、ECF利用手数料の3分の2（上限1,000万円）

問合せ先

CF（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事務局
・購入寄付型 ☎ 03 (6403) 9225
・株式型 ☎ 03 (5776) 2895
専用ホームページ
<https://entre-salon.com/tokyo-cf/>

CVCと中小企業・スタートアップとのマッチング支援事業

中小企業・スタートアップの成長を促し、都内産業を活性化していくため、CVCと中小企業・スタートアップとのマッチングや投資に結び付けるための取組を支援します。

問合せ先

産業・エネルギー政策部計画課 ☎ 03 (5000) 7724

3 助成金を利用したい

助成制度の概要

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7894 ~ 5

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
① 製品開発着手 支援助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	製品・技術開発を実施するにあたり事前に行う社外資源(他企業・大学・公的試験研究機関等)を活用した技術的課題の検討に要する経費の一部を助成	1/2 以内 100万円 (下限 10万円)
② 新製品・新技術開発助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	実用化の見込みのある新製品や新技術の自社開発に要する研究開発経費の一部を助成 (複数の中小企業者等による共同開発も含みます。)	1/2 以内 (賃上げ計画を策定し実施した場合、中小企業者は 3/4 以内、小規模企業者は 4/5 以内) 2,500万円
③ 製品改良／規格適合・認証取得支援助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	自社で開発した試作品や市場投入済みの製品の改良・規格適合・認証取得に要する経費の一部を助成	1/2 以内 500万円 (下限 50万円)
④ 安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を引き続き 1 年以上行っている中小企業者等	安全・安心な東京の実現のため、「安全・安心」をテーマとする製品や技術の開発・改良等に要する経費の一部を助成	2/3 以内等 1,850万円
⑤ 高齢者向け新ビジネス創出支援事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業者等 都内での創業を具体的に計画している個人	都が設定した高齢者向けビジネスにおける支援テーマに基づき、製品・サービスの開発や新たな事業展開等に要する経費の一部を助成	2/3 以内 750万円
⑥ TOKYO 地域資源等を活用したイノベーション創出事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業者(含む個人事業者)・中小企業団体等、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人	東京の地域資源を活用する、あるいは東京の都市課題解決につながる中小企業等の新製品・新サービスの開発・改良に要する経費の一部を助成及びハンズオン支援	1/2 以内 (「東京の都市課題解決事業」の「環境・エネルギー」分野は 2/3 以内) 1,500万円
⑦ 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	女性の健康課題を解決するための技術に関する新製品等の開発・改良及び普及を行うために必要な経費の一部を助成	2/3 以内 2,000万円
⑧ 介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	介護現場のニーズに対応した技術に関する次世代介護機器等の開発・改良及び普及を行うために必要な経費の一部を助成	2/3 以内 2,000万円

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 創業支援課 ☎ 03 (5220) 2000

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑨ 顧客獲得実践支援	創業支援拠点のプランコンサルティング利用者等	創業支援拠点のプランコンサルティング利用者等に対して実践的な継続支援を進めるため、事業計画の仮説検証等に必要な経費の一部を助成する事業	1/2 300万円(小規模な事業計画を有する起業家) 1,500万円(革新的なアイデアで短期的に成長が見込まれる事業計画を有する起業家)

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 創業支援課 ☎ 03 (5220) 1142

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑩ 創業助成事業	都内の創業予定者又は創業して 5 年未満の中小企業者等のうち一定の要件(※)を満たす者 ※「TOKYO 創業ステーション」の事業計画書策定支援終了者」「東京都制度融資(創業)利用者」等	創業期に必要な従業員人件費、賃借料、産業財産権出願・導入費、広告費等の経費の一部を助成する。	2/3 以内 400万円

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7885

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑪ 事業承継支援助成	公社が行う「事業承継・再生支援事業」等による支援を受け、事業承継を予定している都内中小企業者等	事業承継、経営改善に係る委託費の一部を助成する。	2/3以内 (小規模事業者による企業価値算定は 10/10) 200万円

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (5244) 4267

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑫ 事業承継を契機とした成長支援事業	令和4年4月1日(金)から令和7年3月31日(月)までの間に事業承継した都内中小企業者等	事業承継を契機とした新規事業展開を助成金、アドバイザー派遣で支援する。	助成対象経費の2/3以内(上限800万円) (ただし、以下に該当する場合はそれぞれの助成率とする。 賞上げを行う事業者: 3/4以内 (小規模事業者: 4/5以内)

問合せ先 産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4669

名称	事業内容
⑬ 事業承継を契機とした「第二創業」支援事業	事業承継を行った企業に対する人材面、ノウハウ面等の支援を通じ、新規事業開発、第二創業を促進する。

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7894~5

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑭ TOKYO 戦略的イノベーション促進事業	他企業・大学・公設試験研究機関等の1者以上と連携して技術・製品開発を行い、都内の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業者等	都が策定・公表する「イノベーションマップ」で示した開発支援テーマに基づいて取り組む技術・製品の開発に要する経費の一部を助成	2/3以内 8,000万円

問合せ先 東京都中小企業団体中央会 支援事務局 ☎ 03 (6278) 7936

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑮ 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業	都内に本店又は主たる事務所を有し令和7年4月1日現在で引き続き2年以上事業を営んでいる中小企業者等	受注型中小企業が行う技術・経営基盤強化に向けた技術開発等の取組に係る経費の一部を助成	2/3以内 [小規模企業区分] 1,000万円 [一般区分] 2,000万円

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 設備支援課 ☎ 03 (3251) 7889

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑯ 中小企業における危機管理対策促進事業	1 中小企業者、中小企業団体等 2 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する者(連携型BCP実践促進助成金については別に定める要件を満たす者) 3 BCPを策定し危機管理対策を行う者又はサイバーセキュリティ対策を行う者若しくは節電対策を行う製造業者	中小企業における様々なリスクに対応するための設備・機器等の設置に要する経費を支援する。 1 BCP実践促進助成金(単独型・連携型) 2 サイバーセキュリティ対策促進助成金 3 LED照明等節電促進助成金	1/2以内 1,500万円 (BCP実践促進助成: 小規模事業者は2/3以内、システムのクラウド化の場合450万円)

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 設備支援課 ☎ 03 (3251) 7884

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑰ 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	東京都内に登記簿上の本店又は支店があり(個人にあっては都内で開業届出をして事業を営んでいる者)、2年以上事業を継続している中小企業者等	競争力強化及び生産性向上のために新たに必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成。	①【競争力強化】 ・中小企業者の場合: 助成対象経費の1/2以内、2/3以内又は3/4以内、1億円(下限額100万円) ※働き方改革推進区分は、4/5以内 ・小規模企業者の場合: 助成対象経費の2/3以内、3/4以内又は4/5以内、3,000万円又は1億円(下限額100万円) ※働き方改革推進区分は、4/5以内 ②【DX推進】 ③【イノベーション】 ④【後継者チャレンジ】 助成対象経費の2/3以内又は3/4以内、1億円(下限額100万円) ⑤【アップグレード促進区分】 助成対象経費の3/4以内、2億円(下限額1億円)

問合せ先 中小企業デジタルツール導入促進支援事業事務局 ☎ 03 (4446) 9058

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑯ 中小企業デジタルツール導入促進支援事業	都内中小企業者等（会社・個人事業主・中小企業団体）	都内中小企業者等のデジタルツール（ソフトウェア、クラウドサービス）導入に係る経費の一部を助成	助成対象経費の2分の1以内（小規模企業者は3分の2以内）・100万円

問合せ先 東京都知的財産総合センター ☎ 03 (3832) 3656

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑯ 外国特許出願費用助成	都内中小企業者等	優れた技術等を有し、海外において広く活用しようとする際の外国特許出願から中間手続までに要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 400万円
⑰ 外国実用新案出願費用助成	都内中小企業者等	優れた技術等を有し、早期に権利化できる実用新案を海外において広く活用しようとする際の外国実用新案出願に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 60万円
⑱ 外国意匠・商標出願費用助成	都内中小企業者等	意匠性のある優れた商品又は識別力のある商標を有し、海外において広く活用しようとする際の外国意匠・商標出願に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 60万円
⑲ 外国侵害調査費用助成	都内中小企業者等	外国における自社製品・技術の模倣又は権利侵害等について対策を行う場合に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 200万円
⑳ 特許調査費用助成	都内中小企業者等	優れた技術・製品を保有し、明確な事業戦略を持つ場合に、民間調査会社へ依頼する他社特許調査等に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 100万円
㉑ 外国著作権登録費用助成	都内中小企業者等	商品やサービスにおける著作物を有し、海外において広く活用しようとする際の外国著作権登録に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 10万円
㉒ 海外商標対策支援助成	都内中小企業者等	海外販路拡大に当たり、進出予定国における自社ブランドの類似商標等が障害になっている場合に、その商標の係争に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 500万円
㉓ グローバルニッチトップ助成	都内中小企業者等	世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有し、戦略的な知的財産権の取得等に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内で 1,000万円
㉔ 知的財産活用製品化支援助成	知的財産活用製品化支援事業の支援企業	知的財産活用製品化支援事業で支援を受け、その開発段階に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 500万円
㉕ スタートアップ知的財産支援助成	スタートアップ知的財産支援事業のハンズオン支援企業	スタートアップ知的財産支援事業のハンズオン支援を受け、知的財産権取得等に係る経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 1,500万円

問合せ先 （公財）東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7894～5

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
㉖ 展示会出展助成プラス（目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業）	中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス（中小企業活力向上プロジェクトアドバンス）の支援を受け、販路開拓が必要な都内中小企業のうち、下記いずれかに該当 ① 売上減少企業（直近決算期の売上高が前期の決算期と比較して減少） ② 赤字企業（直近決算期において損失を計上している） ③ 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスの支援を受け、所定の証明を受けている	展示会等参加費用等の一部を助成 出展小間料、資材費、輸送費、印刷物制作費、動画制作費、EC出店初期登録料、サイト制作・改修費、広告掲載費等	2/3以内 150万円
㉗ 市場開拓助成事業	次の1から3に掲げる条件を全て満たす方 1 東京都及び公社の事業において一定の評価又は支援を受けた製品・サービス等、又は成長産業分野における優れた技術・製品等を販路開拓しようとする方 2 中小企業者、中小企業団体、特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人 3 東京都内で実質的に事業を行っていること	展示会等参加費用等の一部を助成 出展小間料、資材費、輸送費、通訳費、EC出店初期登録料、サイト制作・改修費、印刷物制作費、動画制作費、広告掲載費等	1/2以内 300万円
㉘ シニア・福祉・アクセシビリティ関連製品等の販路開拓助成事業	高齢者や障害者を対象とする製品・サービスの製造・販売に取り組む中小企業者等	展示会等参加費用等の一部を助成 出展小間料、資材費、輸送費、EC出店初期登録料、サイト制作・改修費、印刷物制作費、動画制作費、広告掲載費等	2/3以内 150万円

問合せ先 産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
③② 商店街チャレンジ 戦略支援事業 (イベント・ 活性化事業)	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、 商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、キャッシュレス決済導入等の活性化事業及びイベント事業を支援	<ul style="list-style-type: none"> ●イベント事業 1/3以内・限度額300万円 (補助対象経費100万円以内の場合は1/2以内)※1 (法人化している商店街がイベント事業を実施する場合 7/12以内・限度額525万円) (商店街等の女性グループがイベント事業を実施する場合 7/12以内・限度額58万3千円) (商店街の若手・女性グループが100万円以内でイベント事業を実施する場合、商店街等がこども向けのイベント事業を実施する場合、商店街等が全国と連携したイベント事業を実施する場合5/9以内・限度額55万5千円) ●活性化事業 1/3以内・限度額5,000万円 (当該年度法人化した商店街は1/2以内・限度額7,500万円) (商店街等の女性グループの場合は7/12以内・限度額58万3千円) (キャッシュレス対応の場合は1/2以内・限度額5,000万円) (こども向けの活性化事業の場合は1/2以内・限度額1,000万円) (多言語対応の場合は1/2以内・限度額500万円。)※2 (商店街の組織力強化の場合は7/12以内・限度額2,000万円。) ※1・※2:100万円内でテーマを掲げて事業をする場合5/9以内。
③③ 地域連携型 商店街事業	1 商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体（町会・自治会・NPO等）で作る実行委員会 2 実行委員会に加入する商店街及び商店街の連合会 3 実行委員会に加入する地域団体（商店街との連名による申請に限る） ※区市町村を通しての間接補助となります。	1 が行うイベント事業及び活性化事業、2 及び 3 が行う活性化事業を支援	<ul style="list-style-type: none"> ●イベント事業 新規:2/5以内・限度額400万円 継続:1/3以内・限度額333.3万円 ●活性化事業 2/5以内・限度額1億円
③④ 地域力向上事業	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、 商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります	商店街等自らが実施する、住民生活を支えるための活動を支援	1/3以内・限度額20万円
③⑤ 未来商店街活力 向上支援事業	1 商店街（複数の商店街の申請可） 2 都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が過半を出資し、地域活性化を担うと区市町村が認める中小企業 3 都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が社員の過半となり、地域活性化を担うと区市町村が認める特定非営利活動法人及び一般社団法人 ※2、3については、事業を実施する1との連名に限る ※区市町村を通しての間接補助となります。	“新たな商店街づくり”に加え“地域ブランド”構築の継続や維持に取り組む商店街の基盤づくりをサポートするとともに、ブランドデザイン策定から実行支援まで一気通貫で3年間の伴走を支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ブランド化調査・実行事業 3/5以内、限度額300万円 ●調査事業 1/2以内、限度額100万円 ●計画実行事業 1/2以内、(1年度目)1,500万円 (2・3年度目)5,000万円
③⑥ 商店街戦略 リノベーション 支援事業	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、 商工会、商工会議所 ※区市町村を通じての間接補助となります。	統一的で魅力溢れるまちづくりを推進するため、商店街の方針・計画策定から整備までに対応する取組を支援します。	3/4以内・限度額2,000万円

- 問合せ先 ③⑦、③⑧、③⑨、④⑪については産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787
 ⑩については東京都商店街振興組合連合会 ☎ 03 (3542) 0231
 ⑫、⑬については（公財）東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7926
 ⑭については東京都商工会連合会 事業承継支援室 ☎ 042 (518) 9578

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
③⑦ 政策課題対応型 商店街事業	1 商店街及び商店街の連合会 2 商工会、商工会連合会及び商工会議所 3 民間事業者、N P O 法人等（1及び2との連名による申請を行う場合に限る） ※ 2、 3は買物弱者支援事業のみ補助対象	都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組を支援 [補助対象事業] (環境) ●LED街路灯の設置 ●ソーラー・ハイブリッド型街路灯等の設置 ●街路灯ランプ、アーケード照明のLEDへの交換 ●街路灯等へのソーラーパネル等の設置 ●微細ミストの導入 ●暑さ対策のスペース・設備の設置 (防災・防犯) ●老朽化した街路灯、アーケード、アーチの点検・撤去 ●アーケード、アーチの耐震調査、耐震補強 ●民間交番の設置 (福祉) ●バリアフリートイレの設置 ●障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修 ●授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置 (物流) ●共同荷捌きスペース・付帯施設の設置 (国際化対応) ●外国人観光客受入のための施設・設備の設置 (買物弱者支援事業) ●宅配サービス、送迎サービス、移動販売等 (再エネ・省エネ) ●アーチ照明のLEDへの交換、街路灯等のLEDランプの交換	(環境・買物弱者支援事業以外) 4 / 5以内・限度額 1億 2,000 万円 (環境・買物弱者支援事業) 9 / 10以内・限度額 1億 2,000 万円 ※街路灯のLEDランプ交換については 1基当たり補助限度額 27 万円 ※LED街路灯設置については 1基当たり補助限度額 54 万円（添架式の場合は 27 万円）
③⑧ 商店街防火力向上 緊急支援事業	商店街（法人・未組織）	商店街の防火力を向上させることで、地域住民や来街者が安心して利用できる場を提供するため、防災用の備品・消耗品等を購入する費用の補助を行います。	10 / 10以内・限度額 30 万円
③⑨ 商店街デジタル化 推進事業	商店街、商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所	●キャッシュレス、デジタル活用 キャッシュレス決済の導入・アプリの開発・EC サイトの開設・各種システム構築等のデジタル化に取り組む商店街等に対し、必要な機器等の購入経費・コーディネーターの派遣費用・導入した機器の操作研修や周知費用等を補助し、商店街の活性化を支援 ●活用・運用支援 過年度に本事業の採択を受けた商店街等に対して、導入機器等の活用に必要な経費（研修、ヘルプデスク開設等）を補助し、円滑な活用を支援	●キャッシュレス、デジタル活用 9 / 10以内・限度額 1,000 万円 (キャッシュレスの取組については、1,500 万円) ●活用・運用支援 9 / 10以内・限度額 100 万円
④⑩ 広域支援型 商店街事業	商店街及び商店街の連合会 ※東京都商店街振興組合連合会に補助して実施します。	2 以上の区市町村の区域で行う広域的な商店街等の取組（複数の商店街等が連携して実施するイベント事業）を支援	2 / 3以内・限度額 2,000 万円
④⑪ 商店街ステップアップ 応援事業（市場調査・ 計画策定支援）	商店街ステップアップ応援事業の専門家派遣（東京都商店街振興組合連合会及び区市町村の実施）又は巡回相談（区市町村の実施）を利用した商店街及び商店街の連合会 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う調査や活性化計画の策定を支援	2 / 5以内・限度額 200 万円
④⑫ 商店街起業・ 承継支援事業	商店街での事業承継者、新規開業者 ※（公財）東京都中小企業振興公社に補助して実施します。	都内商店街で開業等を行う者を対象に、後継時や開業時の店舗の改装、店舗の賃借等にかかる経費を支援	店舗改装費、宣伝広告費等：2 / 3以内・限度額 250 万円 店舗賃借料：2 / 3以内・限度額 1 年目月額 15 万円、2 年目月額 12 万円、3 年目月額 10 万円
④⑬ 若手・女性リーダー 応援プログラム（助成事業）	商店街での開業を希望する若手及び女性 ※（公財）東京都中小企業振興公社に補助して実施します。	都内商店街で開業を希望する若手・女性を対象に、技能開業時の店舗の改装、店舗の賃借等にかかる経費を支援	店舗改装費、宣伝広告費等：3 / 4以内・限度額 400 万円 店舗賃借料：3 / 4以内・限度額 1 年目月額 15 万円、2 年目月額 12 万円、3 年目月額 10 万円
④⑭ 多摩・島しょ 地域資源承継 支援助成金	小規模事業者等であること ○事業承継創出支援 1 3年以内の事業承継に向けた取組、又は助成金申請年度の4月1日現在、事業承継後3年以内で持続的に発展するための取組を行うものの 2 助成金申請年度の4月1日現在、多摩又は島しょ地域で引き続き5年以上事業を営んでいるもの ○経営資源引継支援 助成金事業期間内に多摩又は島しょ地域の経営資源を引き継いで事業を営む予定のもの ※東京都商工会連合会に補助して実施します。	○事業承継創出支援 被承継者が計画に基づき取り組む承継前事業、承継者が計画に基づき取り組む承継後事業の一部を助成 ○経営資源引継支援 経営資源の譲受者が計画に基づき取り組む経営資源引継事業等の一部を助成	○事業承継創出支援 承継前：2 / 3以内 50 万円 承継後：2 / 3以内 150 万円 ○経営資源引継支援 2 / 3以内 100 万円

問合せ先 産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4778

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
④⁵ 地域特産品開発支援事業	都内中小企業者等	消費者向けに販売する食品の開発において、下記いずれかに該当する食品を開発する経費の一部を助成 ①都内産の原材料を使用するもの ②独自の技術や東京の伝統的な製造技術を利用するもの ③(地独) 東京都立産業技術研究センター 食品技術センターの技術を活用するもの	1/2以内・ 限度額 150 万円

問合せ先 クール・ネット東京 ☎ 03 (5990) 5085

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
④⁶ コージェネレーションシステム導入支援事業	東京都内の事業所においてコージェネレーションシステムや熱や電気を相互に融通する配管などの導入に係る経費の一部を助成します。	中小企業の場合 【コージェネレーションシステム】助成率 1/2、上限 4 億円 【熱電融通インフラ】助成率 1/2、上限 1 億円

問合せ先 クール・ネット東京 ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
④⁷ 需給最適化に向けたエネルギー・マネジメント推進事業	東京都内又は東京電力管内の事業所における、電力消費の見える化や自動制御による省エネを実現するエネルギー・マネジメントシステムや、アグリゲーションビジネス(余った電力を他者などに再分配するビジネス)に要する再エネ設備や蓄電池などの設備導入に係る経費の一部を助成します。	設備・システム導入に係る補助 (システム構築・蓄電池・蓄熱槽・再エネ発電設備など) ①エネルギー・マネジメントシステム 助成率最大 2/3、限度額最大 5,000 万円 ②アグリゲーションビジネス 助成率最大 2/3、限度額最大 1 億 5,000 万円 ※詳細な要件はお問い合わせください。

問合せ先 クール・ネット東京 ④⁸、⑤¹について 03 (6633) 3817

④⁹、⑤⁰、⑤¹～⑤⁵について 03 (5990) 5068

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
④⁸ 電気自動車等の普及促進事業	電気自動車・プラグインハイブリット自動車の新車、外部給電器の新品を購入する事業者(個人事業主を含む)・個人に対し、費用の一部を助成します。	[電気自動車・プラグインハイブリッド自動車] ①基本補助額 ・給電機能を有する車両: 20 万円 ・給電機能を有しない車両: 10 万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額: 最大 40 万円 ③充放電設備・公共用充電器の導入による上乗せ補助額: 最大 10 万円 ④再エネ電力 100% 電力メニュー契約時: 15 万円※ ⑤太陽光発電システム設置: 最大 30 万円※ ⑥高額車両における補助額 高額車両(税抜 840 万円以上)については、①～⑤までの合計額に 0.8 を乗じた額 ※④、⑤についてはいずれか一方のみを上乗せ 【外部給電器】 限度額 40 万円 本体価格の 1/2 ※国、区市町村からの補助金併用時には国等補助額を控除
④⁹ 電動バイクの普及促進事業	電動バイクの新車を購入する事業者(個人事業主を含む)・個人に対し、費用の一部を助成します。	同種同格のガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額(限度額: 48 万円)
⑤⁰ 電動バイク充電環境促進事業	電動バイクの導入に必要なバッテリーの専用充電器の購入費又はバッテリーシェアリングサービスの基本料金を助成します。	限度額 5 万円 ※バッテリーシェアリングサービスに係る助成は、月 1,400 円を上限とし、1 年毎にサービスの利用実績を確認の上、3 年間にわたって交付します。
⑤¹ 燃料電池自動車等の普及促進事業	燃料電池自動車の新車及び外部給電器の新品を購入する事業者・個人及び区市町村に対し、費用の一部を助成します。	[燃料電池自動車] 基本補助額 140 ～ 190 万円 ・GX に向けたメーカーの取組や、販売実績に応じて基本補助額に変動有 ・次の対応で上乗せ補助有 VB を導入する事業者 +10 万円 再エネ 100% 電力契約又は太陽光発電設備(2kW) 設置 +25 万円 ※国等からの補助金と併用可能 【外部給電器】限度額 40 万円 本体価格の 1/2 ※国からの補助金と併用可能
⑤² 次世代タクシーの普及促進事業	一般乗用旅客自動車運送事業者等が次のタクシーを新車で購入する場合に、その費用の一部を助成します。 ①電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)のタクシー ②環境性能の高いユニバーサルデザイン(UD)タクシー ※②はユニバーサルドライバー研修の義務付け等の補助要件あり。	①・中小規模事業者* (限度額 160 万円) EV: 車両本体価格の 1/2、PHEV: 車両本体価格の 2/5 ・上記以外の事業者 (限度額 100 万円) EV: 車両本体価格の 1/4、PHEV: 車両本体価格の 1/5 ・企業規模にかかわらず国補助併用 (限度額 60 万円) EV: 車両本体価格の 1/4、PHEV: 車両本体価格の 1/5 ②・中小規模事業者* レベル 1、2: 100 万円、レベル準 1: 67 万円 ・上記以外の事業者 レベル 1、2: 60 万円、レベル準 1: 40 万円 ・企業規模にかかわらず国補助併用 レベル 1、2: 40 万円、レベル準 1: 27 万円
⑤³ 低公害・低燃費車導入補助(ハイブリッドトラック)	優良ハイブリッドトラック(環境省補助金の交付対象となる車両)の新車を購入する運送事業を営む中小企業者(個人事業主を含む)に対し、購入費用の一部を補助します。	・中小規模事業者* 補助対象経費から国の補助額等を除いた満額 (限度額) 最大積載量 4t 未満 41 万 7 千円、最大積載量 4t 以上 145 万 2 千円 ・上記以外の事業者 補助対象経費から国の補助額等を除いた額の 1/2 (限度額) 最大積載量 4t 未満 16 万 4 千円、最大積載量 4t 以上 57 万 1 千円
⑤⁴ 低公害・低燃費車導入補助(ハイブリッドバス)	優良ハイブリッドバス(環境省補助金の交付対象となる車両)の新車を購入するバス事業者に対し、購入費用の一部を補助します。	・中小規模事業者* 通常車両との車両本体価格の価格差から国の補助額を除いた満額 (限度額) 250 万円 ・上以外の事業者 通常車両との車両本体価格の価格差から国の補助額を除いた額の 1/2 (限度額) 250 万円
⑤⁵ ハイブリッド塵芥車導入補助	ハイブリッド自動車であって、車体の形状が塵芥車であるものの新車を購入する産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を受けている中小企業者(個人事業主を含む)に対し、購入費用の一部を補助します。	国の補助額の 1/2 (補助限度額: 最大積載量 4t 未満 195 千円)

⑤³⑤⁴⑤⁵中小規模事業者*とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって使用台数 200 台未満の事業者

問合せ先 クール・ネット東京 ☎ 03 (5990) 5068

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑯ EVバス・EV トラック導入促進事業	EVバス、PHEVバス、EV トラック、PHEV トラックの新車を購入する事業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	同等クラスのディーゼル車価格との差額 ※国補助額は控除（限度額）4,200万円 ①充放電設備・公共用充電器の導入による上乗せ補助額：最大10万円 ②グリーン経営認証又はISO14001認証取得による上乗せ補助額：50万円
⑰ 燃料電池バス・タクシードラ入促進事業	燃料電池バスまたは燃料電池タクシーを導入する事業者（リース事業者を含む）に対し、導入費用及び燃料費の一部を補助します。 ※タクシーは走行距離の補助要件あり	【燃料電池バス】 車両本体価格から国補助額及び2,000万円を差し引いた額（上限5,000万円） ①助成金の申請日から5年度以内に燃料電池バスを5台以上純増させる計画書を提出した場合又は都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用目的で運用する場合の上乗せ補助額：上限2,000万円 ②グリーン経営認証又はISO14001認証取得による上乗せ補助額：50万円 ※①・②のうち一つのみ上乗せ可能 【燃料電池タクシー】 ①車両導入費 架装費を含む車両導入費用から国補助額及び240万円を差し引いた額（上限370万円） ・助成金の申請日から5年度以内に燃料電池タクシーを5台以上（中小企業の場合は3台以上）純増させる計画書を提出した場合又は都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用目的で運用する場合の上乗せ補助額：上限240万円 ※助成後に一定の走行距離がない場合は助成金返金の場合あり ②燃料費 LPガスと水素の価格差に対する支援（上限130万円）
⑱ 燃料電池等 トラック実装支援事業	燃料電池トラックまたは水素エンジントラックを導入する事業者（リース事業者を含む）に対し、導入費用及び燃料費の一部を補助します。	【車両導入費】 ①車両本体価格（中小企業の場合は車両リース契約費用）から国補助等の額及び同等仕様のディーゼルトラックの車両本体価格（中小企業の場合は車両リース契約費用）を差し引いた額 ・燃料電池小型トラック：上限1,300万円（中小企業は上限2,600万円） ・燃料電池大型トラック：上限5,600万円（中小企業は上限9,600万円） ②水素エンジントラックの改造費用への支援 改造費用から国補助額を除いた額に3分の2をかけた額（上限1,100万円） ③上乗せ補助 助成金の申請日から5年度以内に燃料電池等 トラックを一定台数（＊）以上純増させる計画書を提出した場合又は都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用目的で運用する場合の上乗せ補助額 ・燃料電池小型トラック：①と合わせて上限3,400万円 ・燃料電池大型トラック：①と合わせて上限1億1,500万円 ・水素エンジントラック：上限1,100万円 ＊一定台数 ・大企業で純増させる車両に燃料電池大型 トラックを含まない場合：10台以上 ・大企業で純増させる車両に燃料電池大型 トラックを含む場合：5台以上 ・中小企業の場合：3台以上 ④グリーン経営認証又はISO14001認証取得による上乗せ補助額：50万円 ※③・④のうち一つのみ上乗せ可能 【燃料費】 水素燃料費の実費から軽油相当分と国補助等の額を差し引いた額に対して支援 ・燃料電池小型トラック：上限900万円 ・燃料電池大型トラック：上限2,880万円 ・水素エンジントラック：上限1,200万円
⑲ 燃料電池フォークリフト実装支援事業	燃料電池フォークリフトを導入する事業者（リース事業者を含む）に対し、導入費用の一部を補助します。	①基本補助 車両本体価格から国補助額と基準額（300万円又は350万円）を差し引いた額（上限600万円） ②上乗せ補助 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用目的で運用する場合の上乗せ補助額：上限350万円

問合せ先 クール・ネット東京 ☎ 03 (5990) 5067

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑳ 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業	民間事業者に対し、都内及び都外（東京電力管内※）に設置する地産地消型の再生可能エネルギー発電設備・熱利用設備及び蓄電池の導入に必要な経費の一部を助成します。※その他一定の条件あり	【中小企業等】 ①再エネ発電設備 助成率2/3以内、限度額2億円 ※1 ②蓄電池 ①と同時設置 助成率3/4以内、限度額2億円 ※2 単独設置 助成率3/4以内、限度額900万円 ※3 ③再エネ熱利用設備・地域活性化につながる再エネ設備 助成率3/4以内、限度額2億円 ※3 【その他】 ①再エネ発電設備 助成率1/2以内、限度額2億円 ※1 ②蓄電池 ①と同時設置 助成率2/3以内、限度額2億円 ※2 単独設置 助成率2/3以内、限度額800万円 ※3 ③再エネ熱利用設備・地域活性化につながる再エネ設備 助成率2/3以内、限度額2億円 ※3 ※1 都外設置では、一定の条件を満たす場合は2億円。それ以外は1億円 ※2 同時設置の再エネ発電設備と合わせた限度額 ※3 都内設置のみ
㉑ 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）	都外に再生可能エネルギー発電設備及び併設する蓄電池を設置し、その再エネ電気等の利活用に取組む事業者に対して当該設備の導入に必要な経費の一部を助成します。	【再エネ発電設備と蓄電池同時設置※】 ①再エネ発電設備 フィジカルPPA：助成率2/3以内 バーチャルPPA：助成率1/2以内 ②蓄電池 助成率2/3以内 <限度額>特別高圧：再エネ発電設備と蓄電池あわせて6億円 特別高圧以外：再エネ発電設備と蓄電池あわせて3億円 ※一定の条件を満たす場合に適用。それ以外は単独設置の助成率及び限度額を適用 【単独設置】 ①再エネ発電設備 フィジカルPPA：助成率1/2以内 バーチャルPPA：助成率1/3以内 <限度額>特別高圧：5億円、特別高圧以外：2億円 ②蓄電池 助成率2/3以内、限度額1億円
㉒ 島しょ地域における再エネ導入促進事業	都内島しょ地域において再生可能エネルギー発電設備を導入する発電事業者を対象に、当該電源の発電電力量に応じた支援を行います。※その他一定の条件あり	電力量 ※1 に1kWhあたり12円を乗じて得た額 ※1 助成対象事業により開始する発電事業のうち、FIT制度対象の電源として認定された電力量

問合せ先 クール・ネット東京 ☎ 03 (5990) 5068

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑥③ シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイクの新車を事業用に購入するシェアリング事業者及びレンタル事業者並びに社用車をシェアリング利用する事業者に対し、費用の一部を助成します。	<p>【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車】</p> <p>①基本補助額 ・給電機能を有する車両：50 万円 ・給電機能を有しない車両：40 万円</p> <p>②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大 40 万円</p> <p>③充放電設備・公用用充電器の導入による上乗せ補助額：最大 10 万円</p> <p>④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③までの合計額に 0.8 を乗じた額</p> <p>【燃料電池自動車】</p> <p>①基本補助額 ・給電機能を有する車両：215 万円 ・給電機能を有しない車両：205 万円</p> <p>②充放電設備の導入による上乗せ補助額：最大 10 万円</p> <p>③高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③までの合計額に 0.8 を乗じた額</p> <p>【電動バイク】 同種同格のガソリン車両との価格差から国の補助を除いた額に 5 万円を加えた額（限度額 53 万円）</p>

問合せ先 クール・ネット東京 ☎ 050 (5990) 5159

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑥④ 充電設備普及促進事業	電気自動車等の充電設備を設置する事務所・工場等、商業施設・宿泊施設等 ①充電設備導入費（ビル等への充放電設備（V2B）の導入費も含む） ②充電設備運営費 (商業施設・宿泊施設等の公用用充電設備のみ)	<p>①設備購入費：1/2～10/10（機器ごとに上限額） 設置工事費：10/10（設置場所・機器ごとに上限額） 更新設備撤去費：1/2 (限度額 超急速 100 万円／基、急速 75 万円／基、普通 25 万円／基) 機械式駐車場のパレットの更新費：10/10 (限度額 140 万円／パレット)</p> <p>②維持管理費：10/10（限度額 40 万円／基） 電気料金（基本料金）：10/10 (限度額 超急速 334 万円／基、急速 66 万円／基) 土地の使用に要する経費：10/10（限度額 62 万円／基）</p>

問合せ先 環境局環境改善部自動車環境課 ☎ 03 (5388) 3535

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑥⑤ 圧縮天然ガス自動車導入補助	圧縮天然ガス（CNG）自動車（車両総重量 3.5 t 以下の車両を除く）の新車を購入する中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	車両総重量 8 t 超 20 万円 車両総重量 8 t 以下 3.5 t 超 10 万円

問合せ先 クール・ネット東京 ⑥⑥については ☎ 03 (5990) 5085

⑥⑦については ☎ 03 (5990) 5175、⑥⑧については ☎ 050 (3155) 5085

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑥⑥ 中小規模事業所向け廃熱等有効利用設備導入支援事業	<p>【助成対象者】 都内中小規模事業所を所有又は使用する中小企業等</p> <p>【補助対象】 工場やオフィスから発生する未利用又は効果的に活用されていない廃熱を抽出するため必要な設備の導入等に係る経費</p>	助成対象経費の 2/3 (限度額 1,000 万円)
⑥⑦ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）	<p>【補助対象者】 民間事業者及び都内の区市町村</p> <p>【補助対象】 ・業務・産業用燃料電池 天然ガス等から取り出した水素を用いる定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電に伴い発生した熱を供給するもの</p> <p>【補助要件】 ・業務・産業用燃料電池を都内の事業所等において新たに設置すること ・設置した設備を活用し、水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること 等</p>	<p>・補助対象経費 設計費、設備費、工事費、諸経費</p> <p>・補助率 補助対象経費の 2/3 以内</p> <p>・補助上限額 5kW 超 3 億 3,300 万円 1.5kW 超～5kW 以下 1,300 万円</p> <p>※国補助併給時には、国補助額を控除</p>
⑥⑧ カーボンクレジット活用促進事業	<p>【対象事業者】 都内に事務所又は事業所を有する事業者（民間企業、学校法人、医療法人等）</p> <p>【助成対象】 東京都カーボンクレジットマーケット（https://carbon-market.metro.tokyo.lg.jp/）で購入したクレジットによる GHG（温室効果ガス）のオフセットを通じた製品・イベント等のブランディング及びプロモーションの取組</p> <p>【助成対象経費】 [中小企業] ・製品等に係る GHG 排出量の算定に要する経費 ・ブランディング及びプロモーションの企画立案等に係る ・コンサルティングに要する経費 ・プロモーション実施に要する経費</p> <p>[中小企業以外] ・プロモーション実施に要する経費</p>	<p>[中小企業] ・助成率 2/3 ・助成上限額 200 万円</p> <p>[中小企業以外] ・助成率 1/2 ・助成上限額 100 万円</p>

問合せ先 クール・ネット東京 ⑥⑨については ☎ 03 (5990) 5175
 ⑦⑩については ☎ 03 (5990) 5089

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑥ グリーン水素の社会実装化に向けた設備導入促進事業	<p>【補助対象】 ①グリーン水素製造設備 ②グリーン水素貯蔵設備 ③グリーン水素運搬設備 ④純水素型燃料電池 ⑤その他の水素利用設備 (専焼に加え、水素を一部燃料とし、複数の燃料を混ぜて燃焼させる混焼も補助対象) ※①・②・③は東電管内であれば、都外の設置も可 また、都内への水素供給量を1/2以上にすること</p>	<p>【上限】 3億円(⑤の混焼機器は2億5,000万円) 【対象経費】 設計費、設備費、工事費、諸経費 【補助率】 2/3(⑤の混焼機器は1/2) 【補助要件】 助成対象設備を都内事業所において新たに設置すること。 設置した設備を活用し、グリーン水素に関する普及啓発を実施すること。等</p>
⑦ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業	<p>都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者等(個人事業主を含む)に対し、省エネ設備の導入と運用改善の実践に係る経費の一部を助成します。 ・省エネ設備導入 高効率空調設備、LED照明設備、断熱窓など ・運用改善実践支援 人感センサー等の導入、照明スイッチの細分化工事など 詳細については、要綱類をご確認ください。</p>	<p>助成率2/3ほか (限度額2,500万円ほか) ※より省エネ効果の高い取組は助成率・限度額引き上げ</p>

問合せ先 クール・ネット東京 ホームページの問合せフォームから (https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/green_hydrogen)

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑦ グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業	<p>【補助対象事業者】 モデルプラン(グリーン水素製造から利用までの一連の機器等をまとめたもの)として公開された設備を都内の事業所等に設置する事業者(再エネ電力製造設備は都外(東京電力管内)設置可) 【補助対象】 水素製造から利用までの一連の機器がパッケージ化された機器等 【補助要件】 ・令和9年12月28日までに実績報告が可能であること。 ・グリーン水素に関して、当該助成で設置した設備の見学や情報発信等を行うこと。 ・グリーン水素の製造量等について5年間報告すること。等</p>	<p>・補助率 10/10 ・補助上限額 ワンパッケージ※ 4億(10Nm³以上)、3.3億円(10Nm³未満) ワンパッケージ以外 2.8億(10Nm³以上)、2.4億円(10Nm³未満) 再エネ電力製造設備の設置 水素製造能力に応じて 5,400万円 ※グリーン水素の製造から利用までの一連の機器(再エネ電力設備を除く。)がパッケージ化された機器</p>

問合せ先 クール・ネット東京 ☎ 03 (5990) 5088

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑦ 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業	<p>【助成対象者】 都内中小規模事業所を所有又は使用する中小企業等 【助成内容】 ① ゼロエミビル化設計支援 :改修を行うために必要な調査、設計、計画策定等に係る経費等の一部を助成 ② ゼロエミビル化設備導入支援 :断熱材、空調設備、再エネ設備等の導入に係る経費の一部を助成</p>	<p>①助成対象経費の2/3 (限度額1,000万円) ②助成対象経費の2/3 (限度額1億5,000万円)</p>

問合せ先 クール・ネット東京 ☎ 03 (5990) 5068

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑦ 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業	<p>荷主である中小企業者等がグリーン経営認証等を取得した運輸事業者を利用する場合の運送費を支援するとともに、運輸事業者がグリーン経営認証等を取得するために必要な経費を支援 【補助内容等】 1 荷主に対する支援 次のいずれかの認証等を取得している貨物自動車運送事業者を利用 グリーン経営認証制度、ISO 14001の認証、東京都貨物輸送評価制度の「三つ星」評価 2 運輸事業者に対する支援 新たに次のいずれかの認証等を取得する運輸事業者 グリーン経営認証制度、ISO 14001の認証 【補助対象者】 1 荷主である中小企業者等 2 認証等を取得する運輸事業者</p>	<p>【荷主に対する支援】 ・補助率 1/2 ・補助上限額 100万円 【運輸事業者に対する支援】 ・補助率 1/2 ・補助上限額 50万円</p>

問合せ先 東京サーキュラーエコノミー推進センター行動変容支援チーム ☎ 03 (6666) 9243

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑦ 小売口ス削減総合対策補助金	<p>【補助対象事業者】 都内で店舗を運営する食品小売事業者(中小企業、中小企業団体又は個人事業主) 【補助対象】 食品口スの発生抑制に寄与する機器類の導入や賞味期限前食品のフードバンクへの寄贈経費等の対象メニューを選択 【補助要件】 ・交付対象となる経費が、国その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと ・「賞味期限前食品の廃棄ゼロ行動宣言」に掲げた納品期限の緩和等の取組に賛同し、都のホームページ等における情報発信に協力できること ・都内における食品口スの削減又は食品リサイクルの取組であること等</p>	<p>補助対象経費の2分の1(フードバンクへの輸送費のみ10分の10) ※補助上限額はメニューごとに異なります。 ※1事業者当たりの合計交付額の上限は1,500万円です。</p>

問合せ先 東京都中小企業振興公社 ☎ 03 (5822) 7232

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑯ 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化・設備導入等支援事業	<p>マルチエネルギーステーション化を目指すガソリンスタンドの機能向上や事業多角化、省エネの設備導入等費用、人材育成・確保等に要する費用を支援、事業者に対して、空きスペースを活用した事業展開等を支援</p> <p>【補助対象者】</p> <p>1 都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等 2 都内のガソリンスタンド内の空きスペース等を活用して、ビジネスを展開する都内中小企業者等</p>	<p>1 ガソリンスタンドの機能向上や事業多角化、省エネの設備導入等、人材育成等に係る取組に係る経費の2/3（上限額2,500万円） 2 土地使用料などガソリンスタンドに支払われる経費の1/2（上限額75万円） ※脱炭素化に役立つビジネスの場合2/3（上限額100万円）</p>

問合せ先 (公財) 東京都環境公社 ☎ 03 (3633) 2282

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑯ 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業	冷媒にフロン類を使用しない「省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース」を導入する事業者（リースする場合も含む。）に対し、設置に係る経費（工事費等を含む。）の一部を補助します。	設置に係る経費の2/3 ・国等の補助がある場合は、その額を除いた額（限度額2,200万円/台、2億円/事務所）
⑰ 省エネ型 VOC 排出削減設備導入促進事業	VOCを取り扱う印刷業、クリーニング業、塗装業の中小企業者（個人事業主を含む。）に対し、VOC排出削減設備等の設置に係る経費の一部を補助します。	設置に係る経費の2/3 (限度額2,000万円/台)
⑱ PFOs等含有泡消火薬剤の転換促進事業	都内の民間事業者、管理組合等を対象として、PFOs非含有泡消火薬剤への交換・処理に係る経費の一部を補助します。	<p>①大企業 対象経費の1/2 (1事業者あたりの上限は500万円) ②①以外の事業者 対象経費の2/3 (1事業者あたりの上限は700万円)</p>

問合せ先 環境局環境改善部化学物質対策課 ☎ 03 (5388) 3457

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑯ VOCの削減に向けた環境配慮型設備導入促進事業	給油所（自家用を除く。）に、燃料蒸発ガス回収機能付きのガソリン計量機を設置する中小事業者（個人事業者を含む。）に対し、経費の一部を補助します。	設置に係る経費の2/3 (限度額350万円/台)

問合せ先 (公財) 東京観光財団 ☎ 03 (5579) 8873

名称	対象者等	事業内容	助成率・助成限度額
⑯ 観光関連事業者による環境対策促進事業	都内で宿泊業、旅行業、飲食業、小売業、観光バス・タクシー業を含む観光関連事業者	都内の観光関連事業者がSDGsや環境対策に関する計画に基づいて実施する設備導入等に係る経費を補助します。	補助対象経費の1/2以内 (中小企業は補助対象経費の2/3以内) 1事業者あたり1,500万円を限度

問合せ先 (公財) 産業労働局観光部受入環境課 ☎ 03 (5320) 4802

名称	対象者等	事業内容	助成率・助成限度額
⑯ 乗降用リフト装置付バス利用支援事業	旅行業法（昭和27年法律第239号）における第1種、第2種、第3種及び地域限定の旅行業登録を受けた者（うち、東京都内に主たる営業所を置く事業者）	リフト付き観光バスを貸切で手配し旅行を催行する旅行業者に対して、その経費の一部を補助します。	通常バスの貸切料金とリフト付き観光バスの貸切料金の差額 1台当たり50,000円を限度（1事業者につき最大20台まで）
⑰ 多様な体験型観光推進事業	都内で外国人旅行者に向けた、美容を目的とするサービス（ヘアカット、ネイル、メイク等）を提供する事業者	外国人旅行者受入のための新たなサービス・コンテンツ開発に必要な経費の一部を補助します。	補助対象経費の2/3以内 1事業者あたり200万円を限度
⑱ 誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業	都内で障害者や高齢者等が東京の自然を安心して楽しめる観光プログラムを提供する事業者等	誰もが自然体験を楽しめる観光プログラムの実施に必要となる備品導入や施設整備に係る経費の一部を補助します。	補助対象経費の4/5以内 1事業者あたり200万円（施設整備を伴う場合は500万円）を限度

問合せ先 (公財) 東京観光財団 ☎ 03 (5579) 8873

名称	対象者等	事業内容	助成率・助成限度額
⑧4 観光関連事業者のDX・経営力強化支援事業	都内で宿泊業、飲食業、小売業、旅行業等を営む観光関連事業者(中小企業に限る)	観光関連事業者がDX・デジタル技術の活用や各種設備導入等により行う、生産性向上や新サービス・商品・コンテンツ開発等の高付加価値実現に向けた取組に必要な経費の一部を補助します。	補助対象経費の3分の2以内 (貢上げ計画を掲げ申請する事業者には4分の3以内) 1事業者当たり 3,000万円を限度
⑧5 観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業	都内で宿泊業、飲食業、小売業、旅行業等を営む観光関連事業者(中小企業に限る)	観光関連事業者が、IT専門家の助言を受けて行うデジタル技術による業務効率化やサービス向上の取組に必要な経費の一部を補助します。	補助対象経費の3分の2以内 (貢上げ計画を掲げ申請する事業者には4分の3以内) 1事業者当たり 1,000万円を限度
⑧6 宿泊施設経営力向上推進事業	都内において一年以上営業している「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設	専門家からの助言を受けて、経営改善計画を策定し実施する施設改修等の経費の一部を補助します。	補助対象経費の3/4以内(大企業は2/3以内) 1施設あたり 500万円を限度
⑧7 観光関連事業者デジタルシフト応援事業	都内で宿泊業、飲食業、小売業、旅行業等を営む観光関連事業者(中小企業に限る)	観光関連事業者が自社の事業活動のデジタル化推進のために導入するデジタルツール等の購入経費や、ツール等の導入に必要なクラウドサービス利用、運用・保守・サポート等に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の3分の2以内 (貢上げ計画を掲げ申請する事業者には4分の3以内) 1事業者当たり 200万円を限度
⑧8 アドバイザーを活用した観光関連事業者支援事業	都内で宿泊業、飲食業、小売業、旅行業、観光バス業等を営む観光関連事業者	アドバイザーなどの外部の専門家から助言を受けて行う経営の改善や新しい事業の展開に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の3分の2以内 1事業者あたり 200万円を限度

問合せ先 (公財) 東京観光財団 ☎ 03 (5579) 8463

名称	対象者等	事業内容	助成率・助成限度額
⑧9 宿泊施設バリアフリー化支援事業	都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設	宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備とともに、宿泊事業者の集客力向上を支援するため、①客室整備②共有部整備③備品購入④実施設計⑤コンサルティングに要する経費の一部を補助します。	①客室整備 補助率最大 10分の9 (限度額最大 9,600万円) ②共有部整備 補助率最大 5分の4 (限度額最大 6,000万円) ③備品購入 補助率最大 5分の4(限度額最大 320万円) ④実施設計 補助率最大 5分の4(限度額最大 100万円) ⑤コンサルティング 補助率 3分の2(限度額 100万円)
⑨0 インバウンド対応力強化支援事業	○都内の宿泊施設(旅館業法の「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」を行っている施設) ○都内の飲食店、小売店(免税店)、体験型コンテンツ提供施設(中小企業に限る) ○都内の観光バス運営事業者、観光タクシー事業者 ○外国人旅行者の受入対応に取り組む観光関連団体等(中小企業団体、事業者グループ等)	インバウンド対応力強化のために新たに実施する事業に要する経費の一部を補助します。 ①多言語対応(施設の案内表示、HP等の多言語化) ②外国人用グルメサイトへの掲載(飲食店のみ) ③外国人旅行者の対応に係る人材育成 ④無線LAN環境の整備 ⑤キャッシュレス機器等の導入 ⑥ロッカー等手荷物預かり設備の導入 ⑦トイレの多機能化 ⑧ムスリム・ベジタリアン等の受入対応に係る整備 ⑨災害対応(防災マップの作成、防災訓練の実施等) ⑩防犯カメラの設置(宿泊施設のみ)	補助対象経費の2分の1以内(①多言語対応については3分の2以内) 1施設・店舗当たり 300万円 観光関連団体等は1団体・グループ当たり 1,000万円
⑨1 観光関連事業者による旅行者受入対応	都内で宿泊業、旅行業、飲食業、小売業(免税店)、観光バス・タクシー業等を営む観光関連事業者(宿泊業のみ、大企業含む)	観光関連事業者が取り組む、人材の確保・定着・育成に係る取組に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の3分の2以内(大企業は2分の1以内) ※DX人材・外国人材に関する取組については4分の3以内(大企業は3分の2以内) 1事業者当たり 300万円を限度
⑨2 観光施設の国際化支援補助金	民間事業者等が管理運営する都内の美術館・博物館等(博物館法に定めのある登録博物館及び博物館相当施設、並びにその他の施設)	美術館・博物館等における外国人旅行者の受入環境整備を推進するための事業に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の2分の1以内 1施設あたり 1,000万円を限度 (令和7年度から令和11年度合計)
⑨3 観光バス等バリアフリー化支援事業	都内で営業しているバス事業者等	障害者や高齢者が安心して都内観光を楽しめるよう、リフト付観光バス車両の導入に係る経費と通常バス車両の導入に係る経費との差額を補助します。	補助対象経費の10分の10 1台当たり大型バス 800万円、中型バス 500万円、小型バス 300万円を限度
⑨4 島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業	①島しょ地域の民間観光関連施設(飲食店、小売店等(宿泊施設を除く。)) ②島内交通事業者等(タクシー、レンタカー等(バスを除く。))	①施設のバリアフリー化(通路、出入口、便所、傾斜路、備品、実施設計等)に要する経費の一部を補助します。 ②タクシーやレンタカー等へのリフト装置、スローブ等の設置費用を補助します。	①補助対象経費の5分の4以内 1施設あたり 1,500万円を限度 ②補助対象経費の10分の10 1台あたり 40万円を限度

問合せ先 産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4718

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑨5 事業内職業訓練事業補助金(雇用保険法・職業能力開発促進法)	知事の認定を受けた職業訓練を実施している中小企業事業主又は中小企業事業主の団体に対し、訓練の運営等に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の2/3若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
⑨6 広域団体認定訓練助成金(雇用保険法・職業能力開発促進法)	3都道府県以上にわたって認定訓練を実施する団体に対し、訓練の運営に要する経費の一部を助成します。	補助対象経費の1/2若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額

問合せ先 産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4716

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑨7 都立職業能力開発センター人材育成奨励金	都内に事業所を有する中小企業事業主を対象に、受託生訓練を通じて従業員の基礎的な技術・技能向上を図ることを奨励します。	受託生1人1ヶ月あたり 10万円

中小企業人材スキルアップ支援事業

問合せ先 (公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 0391

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑨8 事業内スキルアップ助成金	中小企業等が従業員に対して、自社で企画する研修経費を助成します。	受講者1人1時間あたり760円
⑨9 事業外スキルアップ助成金	中小企業等が教育機関等の公開講座を利用する研修経費を助成します。	受講料等の2分の1／1人1回あたり2万5千円まで ※小規模事業者・非正規雇用労働者が2割以上参加の場合は3分の2
⑩0 DXリスキリング助成金	中小企業等が自社のDXのために実施する研修経費を助成します。	受講料等の4分の3／1人1回あたり7万5千円まで

※令和7年度から会社法以外の法律に基づき設置される法人が新たに助成対象となりました。

問合せ先 (公財) 東京しごと財団雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 0392

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩1 リスキリング・キャリアデザイン応援事業	従業員のリスキリングやキャリアデザインを支援する取組をする中小企業等に対し、専門家派遣や奨励金の支給を行います。	・専門家派遣 1社当たり最大2回 ・奨励金 1社当たり最大40万円

問合せ先 (公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 0391

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩2 育業中スキルアップ助成金	育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業等に対し、受講料等の一部を助成します。	①中小企業等 助成対象経費の3分の2 ②大企業 助成対象経費の2分の1 1社・1年度・100万円まで

※令和7年度から会社法以外の法律に基づき設置される法人が新たに助成対象となりました。

問合せ先 助成金の支給について
改善計画の認定(※)について

東京労働局ハローワーク助成金事務センター
産業労働局雇用就業部労働環境課

☎ 03 (5990) 6116
☎ 03 (5320) 4641

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩3 人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)(中小企業労働力確保法)	改善計画の認定を受けた中小企業を構成員とする事業協同組合等が、参加の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業(中小企業労働環境向上事業)を行った場合、それに要した費用の3分の2の額を助成します。	構成中小企業に対する労働環境向上事業に要した費用の2/3

※改善計画は助成金活用の前提となるものです。助成金支給については、東京労働局ハローワーク助成金事務センターにお問合せください。

問合せ先 産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩4 中小企業障害者雇用支援助成金	障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の受給が満了となった後も引き続き雇用を継続する中小企業に対して最長3年間賃金助成をします。 また、あわせて障害者雇用に関する訪問相談を実施します。 ・中小企業であること(特例会社を除く。) ・障害者が東京都内の事業所に勤務していること等。	・重度障害者等 一人当たり 月額6万円 ・上記以外 一人当たり 月額3.6万円 最長3年間支給

※詳しい支給要件については、TOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/index.html>)

問合せ先 産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩5 障害者安定雇用奨励金	事業主が障害者等を正規雇用や無期雇用で雇入れした場合又は有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した場合に奨励金を支給します。 ・個人又は法人 ・特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の支給決定通知を受けていること。 ・対象労働者が東京都内の事務所に勤務していること等。	1 雇入れの場合 障害者等一人当たり 中小企業150万円、大企業100万円 2 転換の場合 障害者等一人当たり 中小企業120万円、大企業100万円 さらに、対象となる労働者が精神障害者の場合には、上記1又は2の支給金額に30万円加算

※詳しい支給要件については、TOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/index.html>)

問合せ先 産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩6 難病・がん患者就業支援奨励金	難病やがん患者を、以下の要件で新たに雇入れ、又は難病やがんの発症等により休職した労働者を復職させた都内の事業主に奨励金を支給します。 また、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に併せて、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入した場合や産業保健スタッフへの相談体制を新たに整備する場合、助成金を加算します。 ・治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定し、週所定労働時間10時間以上で雇入れた場合等。 ・発症等により連続して10日間以上休職した労働者の復職時に支援計画書を策定し、その計画に基づき就業させた場合等。	1 採用奨励金 ①雇入れ時の週所定労働時間20時間以上: 70万円／人 ②雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満: 45万円／人 2 雇用継続助成金 ①復職時の週所定労働時間20時間以上: 70万円／人 ②復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満: 45万円／人 3 制度導入加算 上記1又は2に加算して、1制度導入につき10万円、最大30万円まで

※詳しい支給要件については、TOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/index.html>)

産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩ 中小企業障害者雇用スタート支援奨励金	<p>障害者を1人も雇っていない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に、受入れ初期段階の体制整備に係る費用に対して助成するため奨励金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時に障害者を1人も雇用していないこと ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定の上、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6ヶ月以上雇用を継続したこと ・6ヶ月分以上の賃金を支給していること ・対象労働者が東京都内の事務所に勤務していること等。 	<p>【支給金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週所定労働時間20時間以上30時間未満：60万円/人 ・週所定労働時間30時間以上：90万円/人 <p>※重度、45歳以上又は精神で、週所定労働時間が10時間～20時間未満の場合は30万円を支給し、20時間以上の場合は週所定労働時間に応じ上記の支給額に30万円を加算。</p>

※詳しい支給要件については、TOKYO はたらくネット
(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/index.html>)

問合せ先 労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く） (☞ p88)

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩ 働きやすい職場環境づくり推進奨励金	・都内中小企業等で、育児・介護や病気治療と仕事の両立支援等、働きやすい職場環境づくりのための取組を行った企業に奨励金を支給します。	奨励金 一企業あたり上限100万円 実施するコース・事業を選択して申請

(公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 0395

名称	対象者等	奨励額
⑩ テレワーク定着強化奨励金	社内PTを設置し、都が示すテレワークに係る各種の課題（社内コミュニケーション、人事評価制度、社員間における不公平感、勤務時間管理方法等）に関して課題調査・検証・試行を行い、「テレワーカールール（我が社のベストバランス）」等を定めた企業に、奨励金を支給します。	20万円
⑪ サテライトオフィス勤務導入奨励金	新たにサテライトオフィス勤務制度を導入し、従業員に利用させた都内中小・中堅企業等に対し、奨励金を支給します。	10万円
⑫ ワーケーション勤務導入奨励金	新たにワーケーション勤務制度を導入し、従業員に利用させた都内中小・中堅企業等に対し、奨励金を支給します。	10万円

(公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 5200

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑫ テレワークトータルサポート助成金	<p>テレワークの導入・定着・促進を図るため、東京都が実施するテレワーク相談窓口やコンサルティングを利用した都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器導入経費等のテレワーク環境整備に係る経費を助成します。</p> <p>＜改正育児・介護休業法への対応又はBCP（猛暑対策）として導入した場合に加算＞</p> <p>①育児・介護コース 3歳未満の子の養育又は介護期従業員を対象とするテレワーク規程の整備をした場合に加算</p> <p>②職場環境改善コース テレワーク困難な業務従事者の熱中症対策として、体温を下げるための機能のある作業服や熱中症のリスクを回避する機能のある製品等を整備した場合に加算</p>	<p>ア 常時雇用労働者 2～29人の企業 ・助成限度額：150万円 ・助成率：2/3</p> <p>イ 常時雇用労働者 30～999人の企業 ・助成限度額：250万円 ・助成率：1/2</p> <p>①育児・介護コース（助成額等：定額20万円） ②職場環境改善コース（助成額等：助成限度額50万円 助成率10/10） (①②ともにテレワーク未導入企業が対象)</p>

(公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 0393

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑬ ABWオフィス促進助成金	ABW導入を目指す都内中小企業等に対し、専門家等によるABW導入支援を行うとともに、オフィス整備に係る改修費の一部を助成します。	常時雇用労働者数が2人以上300人以下 助成限度額：2,000万円 助成率：2/3 (※) 子連れ出勤を可能とする整備を行った箇所は、助成率10/10 最大5万円

問合せ先 (公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 0394

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑭ 手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金	<p>専門家の派遣を受けて、「手取り時間」の創出やライフステージの支援・エンゲージメント向上に向けた取組、賃金の引上げの取組を行う中小企業に奨励金を支給します。</p> <p>・対象 常時雇用する労働者が300人以下の企業で、都内に本社または事業所を置く事業者等 ※その他要件あり</p>	<p>奨励金 以下の①から④までの15項目の取組のうち2つ以上の取組の実施が要件</p> <p>①「手取り時間」創出：フレックスタイム制等の4項目の取組が対象で各10万円(上限40万円) ②ライフステージを支援する取組：家庭応援特別休暇制度等の3項目の取組が対象で各10万円(上限30万円) ③従業員のエンゲージメント向上に向けた取組：社外副業・兼業制度等の7項目の取組が対象で各10万円(上限40万円) ④時間当たり60円以上の賃上げ：1人12万円加算(上限120万円)</p>

問合せ先 産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (6205) 6730

名称	対象者等	助成率・助成限度額																
⑩ 正規雇用等転換安定化支援助成金	<p>東京労働局のキャリアアップ助成金（正社員化コース）と連携し、正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備や賃上げを行った中小企業に対し、助成金を交付します。</p> <p>●助成要件</p> <p>①対象労働者に対して支援期間（3か月）のうちに以下の支援を行うこと。（支援期間終了時に都内で勤務していることが要件） ア 指導育成計画（3年間）の策定 イ 指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導 ウ 指導育成計画に基づく研修の実施 ②上記①に加え、以下の3つの取組をした場合に、助成金を加算します。 ア 現在退職金制度がなく、新たに退職金制度を導入（1事業主当たり1回限り） イ 結婚・妊娠出産・育児に関する支援制度を導入（1事業主当たり1回限り） ウ 対象労働者の時給を60円以上賃上げ</p>	<p>支援した対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に交付します。</p> <table> <tr> <td>対象労働者数</td> <td>交付額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>60万円</td> </tr> </table> <p>退職金制度加算 10万円 結婚・育児支援制度加算 10万円 賃上げ加算 1人 12万円（最大3人）</p>	対象労働者数	交付額	1人	20万円	2人	40万円	3人以上	60万円								
対象労働者数	交付額																	
1人	20万円																	
2人	40万円																	
3人以上	60万円																	
⑩ 就職氷河期世代等待遇向上支援助成金	<p>【正規雇用等コース】</p> <p>①都が実施する就職支援事業（就職氷河期世代・シニア世代向け）の利用者を正規雇用（6か月未満の有期雇用を経て正規雇用に転換した者を含む）として雇用した又は有期雇用（労働契約期間が3年以上（シニア世代は2年以上））として雇用している中小企業等</p> <p>②国の特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定を受けた中小企業等</p> <p>【安定有期雇用コース】</p> <p>都が実施する就職支援事業（就職氷河期世代・シニア世代向け）の利用者を有期雇用（労働契約期間が1年以上3年未満（シニア世代は1年以上2年未満））として雇用している中小企業等</p> <p>●助成要件</p> <p>①対象労働者に対して支援期間（3か月）のうちにアからウの支援を行い、工の要件を満たしていること。 ア 指導育成計画（3年間（安定有期雇用コースは1年間））を策定すること。 イ 指導育成者（メンター）を選任し、メンターによる指導を行うこと。 ウ 研修を実施すること。 エ 支援期間終了時に対象労働者が在籍していること。 ②（正規雇用等コースのみ）退職金制度を整備した場合、加算する。 ③（正規雇用等コースのみ）結婚・育児支援制度を整備した場合、加算する。 ④（正規雇用等コースのみ）対象労働者の賃金を時間単価で60円以上賃上げした場合、加算する。</p>	<p>支援した対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に交付します。</p> <p>【正規雇用等コース】</p> <table> <tr> <td>対象労働者数</td> <td>交付額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>退職金制度加算 10万円 結婚・育児支援制度加算 10万円 賃上げ加算 1人 12万円（最大3人）</p> <p>【安定有期雇用コース】</p> <table> <tr> <td>対象労働者数</td> <td>交付額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>60万円</td> </tr> </table>	対象労働者数	交付額	1人	30万円	2人	60万円	3人以上	90万円	対象労働者数	交付額	1人	20万円	2人	40万円	3人以上	60万円
対象労働者数	交付額																	
1人	30万円																	
2人	60万円																	
3人以上	90万円																	
対象労働者数	交付額																	
1人	20万円																	
2人	40万円																	
3人以上	60万円																	
⑩ 若者世代職場定着促進助成金	<p>東京都内に雇用保険事業所を置く事業主（中小企業等）であり、都が実施する就職支援事業（若者世代向け）の利用者を正規雇用（6か月未満の非正規雇用を経て正規雇用に転換した者を含む）した中小企業等</p> <p>●助成要件</p> <p>①対象労働者に対して支援期間（3か月）のうちにアからウの支援を行い、工の要件を満たしていること。 ア 指導育成計画（3年間）を策定すること。 イ チューターの選任及び指導。 ウ 研修を実施すること。 エ 支援期間終了時に対象労働者が在籍していること。 ②退職金制度を整備した場合、加算する。 ③結婚・育児支援制度を整備した場合、加算する。 ④対象労働者の賃金を時間単価で60円以上賃上げした場合、加算する。</p>	<p>支援した対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に交付します。</p> <table> <tr> <td>対象労働者数</td> <td>交付額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>60万円</td> </tr> </table> <p>退職金制度加算 10万円 結婚・育児支援制度加算 10万円 賃上げ加算 1人 12万円（最大3人）</p>	対象労働者数	交付額	1人	20万円	2人	40万円	3人以上	60万円								
対象労働者数	交付額																	
1人	20万円																	
2人	40万円																	
3人以上	60万円																	

問合せ先（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 2315

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩ 「年収の壁突破」総合対策促進奨励金	<p>配偶者の収入要件がある家族手当の見直しや、新たに社会保険の対象となった非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等の新設を行った事業者に対し奨励金を交付します。</p> <p>●対象</p> <p>本社または主たる事業所が都内にある中小企業事業主（その他要件あり）</p> <p>●コース</p> <p>1配偶者手当見直しコース 「配偶者の収入要件がある家族手当」について、取組期間内に見直しを行う。 2社会保険加入促進コース 新たに社会保険の対象となった非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等を取組期間内に新設する。</p>	<p>1 配偶者手当見直しコース 奨励金：30万円 2 社会保険加入促進コース 奨励金：30万円 ※上記2つのコースを同時に申請した場合の奨励金額は50万円</p>

問合せ先（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 2768

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩ 女性の活躍推進助成金	女性の採用・職域拡大に向けた職場環境整備に係る経費の一部を助成します。 (例) トイレ、ロッカー、ベビールーム等	助成金 費用の2/3（上限500万円）

問合せ先（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 2768

名称	対象者等	助成率・助成限度額
⑩ 男女間賃金格差改善促進奨励金	<p>働く女性が活躍できる職場づくりに取り組む企業に対し、奨励金を支給します。</p> <p>●対象</p> <p>本社または主たる事業所が都内にあり、常時雇用する労働者が300人以下で、職務や役職に占める女性の割合が4割を下回る事業主（その他要件あり）</p> <p>●支給要件</p> <p>①本事業のセミナーを受講し、取組期間中に専門家派遣を受けること ②6か月間の取組期間内にア～ウの取組を新たに1つ以上実施すること ア 短時間労働者などの非正規従業員でも登用が可能な役職の新設 イ 役職手当の支給対象の女性従業員の増加 ウ 女性管理職の増加 上記の取組に加え、下記工を実施した場合に加算 エ 短時間労働者などの非正規従業員の退職金制度の導入 ③女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び男女間賃金格差差異を厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」で公表すること ④全ての従業員向けの社内研修を実施すること</p>	<p>奨励金：各30万円及び 加算10万円（最大100万円）</p>

問合せ先 (公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 0397

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑫ ES (社員満足度) 向上による若手人材確保・定着事業	<p>従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生の充実による従業員の ES (Employee Satisfaction 社員満足度) の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業の取組を、専門家派遣及び経費助成によりサポートします。</p> <p>〈主な支給要件〉</p> <p>以下すべてを満たす都内中小企業等</p> <p>ア 全従業員に占める若手従業員 (35 歳未満) の割合が 30% 以下</p> <p>イ 過去 3 年間を通じた若手従業員の合計の採用数が、全従業員数の 10% 以下</p> <p>ウ 過去 1 年間に若手人材を含む求人活動を行っている</p>	<p>専門家派遣を受け、取組計画を作成後、以下①～③のうち 2 つ以上の取組を新たに実施した場合に助成金を支給 (助成金 1/2、最大 3 年間)</p> <p>① 住宅の借上げ 上限 200 万円</p> <p>② 食事等の提供 上限 50 万円</p> <p>③ 健康増進サービスの提供 上限 50 万円</p>

その他の主な雇用等に関する助成

※令和 7 年 2 月 1 日時点での情報です。制度改正等により、内容が変更となる場合があります。

■特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等、就職が特に困難な方を安定所等の紹介で雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5337) 7413

※支給申請書の提出先は各ハローワークです。

(☞ p94)

■雇用調整助成金

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い雇用調整 (休業・雇用調整時の教育訓練・出向) を行った事業主に対して、休業手当、賃金の一部が支給されます。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5990) 6132

※支給申請書の提出先は各ハローワークです。

(☞ p94)

■産業雇用安定助成金

在籍出向によりスキルと賃金のアップを図る事業主及び「事業再構築補助金」または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、新たな人材を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部等が支給されます。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (6844) 3401

■雇用環境・均等部所管の助成金

(1) 両立支援等助成金

仕事と育児・介護等を両立しやすい職場環境の整備に取り組み、労働者が育児・介護休業を取得すること等、それぞれのコースの要件を満たした場合に助成されます。

(2) 働き方改革推進支援助成金 (中小企業または事業主団体対象)

在籍出向によりスキルと賃金のアップを図る事業主及び「事業再構築補助金」または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、新たな人材を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部等が支給されます。

(3) 業務改善助成金 (中小企業対象)

生産性向上のための設備投資等の取り組みを行い、事業場内最低賃金を引き上げた場合、取り組みに要した費用の一部が助成されます。

(4) 人材確保等支援助成金 (テレワークコース)

テレワークを新規に導入及び試行的に導入している、又はしていた中小企業事業主の方が対象の助成金です。テレワークを実施可能とする取組を行った場合、導入経費の一部が助成されます。

問合せ先

東京労働局雇用環境・均等部 ☎ 03 (6893) 1100

■人材開発支援助成金

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し労働者に適用した際に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5332) 6925

■キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用等への転換、待遇改善等の取組を実施した事業主に対して助成金が支給されます。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5332) 6923

4 人材育成・社員教育をしたい

中小企業人財推進事業

■人財ナビゲート支援

人財ナビゲータが、都内中小企業を訪問し、人材課題を整理し、HRテックの活用も検討に入れながら、伴走支援します。人財課題解決に役立つセミナーを実施するとともに、人財支援ツールとして「人財マネジメントハンドブック」の無料配布やポイントを解説した動画を公開します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 企業人財支援課
☎ 03 (3251) 7904

■ものづくり中小企業魅力体験

(インターンシップ) 受入支援

魅力体験コーディネータが、都内の工業系高校及び高等専門学校とのものづくり中小企業の橋渡し役となり、インターンシップ受入相談を行うとともに、受け入れた中小企業に奨励金を支給します。

■ものづくり中小企業技能人材定着支援

技能定着サポーターが、若手社員の人材定着に課題を感じる都内のものづくり中小企業に対し、技能人材の定着に向けた取組を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 企業人財支援課
☎ 03 (3251) 7905

経営に関する研修

経営者・実務担当者等を対象に、経営戦略、経営管理、情報化対応等及び人材育成を目的とした研修を実施します。

名 称	主 な 研 修 内 容
階層別研修	経営幹部候補者研修、新任・現任課長級研修、新任・現任係長研修
職種別研修	品質管理研修、営業力強化研修、人事・労務研修、法務研修、IT研修等
目的別研修	各種ビジネススキル、ISO内部監査員養成講座等

講師派遣型研修

個別企業の要望を踏まえて研修の提案及び講師の派遣を行います。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 企業人財支援課
☎ 03 (3251) 7904

中小企業人的資本経営支援事業

中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」を推進するため、普及啓発セミナーや人財コーチング、ワークショップの開催、推進人材の育成及び情報発信等を行うことで、企業価値の創造や競争力の向上を後押しします。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 企業人財支援課
☎ 03 (3251) 7904

生産性向上のための現場改善推進事業

現場改善を指導する手法を総合的に学習するスクールを開設し、改善活動の中心的役割を担う中核人材育成を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 生産性向上支援課
☎ 03 (3251) 7917

適切な雇用管理のための研修

働きやすい職場環境づくり推進研修会

雇用環境整備に関する知識を習得できる研修を行います。

[テーマ]

- ・育児と仕事の両立
- ・介護と仕事の両立
- ・病気治療と仕事の両立
- ・非正規労働者の雇用環境整備

問合せ先

労働相談情報センター事業普及課
☎ 03 (5211) 2248

労働セミナー

①使用者向けセミナー

就業規則の作成・変更の実務、賃金管理、労働時間管理、人事考課制度等について解説します。

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所(青山を除く) (☎→p88)

②時事的課題セミナー

労働問題に関するタイムリーな課題を取り上げ、解説します。

③事業主向け均等法セミナー

事業主を対象に男女雇用機会均等法等に関する基礎知識や現状、今後の課題等について解説します。

問合せ先

労働相談情報センター事業普及課 ☎ 03 (5211) 2209
※このほかにもさまざまなテーマで実施 (→p7)

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所(青山を除く) (☎→p88)

ライフプランアドバイザー(東京都中高年勤労者福祉推進員)養成講座

退職後の生活等について従業員の相談に応えられる人材を企業内に養成するための講座です。

問合せ先

労働相談情報センター相談調査課 ☎ 03 (5211) 2345

若年者雇用に関するセミナー

企業向けセミナーを開催し、若年者雇用や人材育成等に関する情報提供を行います。

問合せ先

東京しごとセンター ヤングコーナー ☎ 03 (5211) 2851

金融リテラシー向上のための講師派遣

東京都が窓口となり、出張授業やセミナー、経営層向けの研修会・説明会などに、ご希望のテーマや対象者に適した講師を選任し、無料で派遣します。以下のURLに掲載している「講師派遣申込フォーム」よりお申し込みください。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/nurturing-players/literacy/koushihaken/>

問合せ先

産業労働局総務部国際金融都市推進課

☎ 03 (5320) 6274

各種人材育成研修

企業や団体の人材育成・能力開発に活用できるよう、各種研修プログラムを用意しています。

■階層別、課題別研修

新入社員・中堅社員・管理職の各階層別研修や、説明力強化の課題別研修を実施しています(研修日1~3日間)。

■講師派遣制度

企業や団体に講師を派遣し、階層別、課題別の研修を実施しています(当協会会員限定・1回10名以上等諸条件あり)。

問合せ先 東京都職業能力開発協会 ☎ 03 (6631) 6051

若年技能者人材育成支援等事業

従業員に新たな技能を習得させたい等の技能者の人材育成についての相談や、企業や工業高校等の求めに応じてものづくりマイスター等を派遣して実技指導等の支援を行います。ものづくりマイスター等の派遣の謝金や材料費は東京都職業能力開発協会が負担します。

(ものづくりマイスター派遣事例)

派遣期間: 20日間 受講者: 3名

マイスター: 1名 職種: 鉄工

派遣内容: 各種溶接作業(アーク、TIG溶接等)、加工作業(鉄板のボックス組み立ての溶接等)

派遣企業のコメント: 溶接のことがほぼ分からぬことから始まり、終わる頃には図面も見立て、溶接・組立て・切断が出来る様になり、製品として対価がいただける程に成長が出来ました。

問合せ先

東京都職業能力開発協会

☎ 03 (6631) 6056

外国人社員とのコミュニケーション力向上支援事業

外国人社員への日本語教育等支援に加え、受入側の中小企業社員の英語力の向上を図り、双方の文化を理解しながら、コミュニケーションを深められる取組を実施します。

- ・外国人材向けビジネス日本語・マナー講座など
- ・中小企業の外国人社員に対する研修等支援助成金
- ・英語力向上・コミュニケーション促進支援

問合せ先

産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4628

現場訓練支援事業

企業の要望に応じて、指導人材を紹介し、企業に出向いて訓練指導を行います。謝金は都と企業が半額ずつ負担します。

問合せ先

各職業能力開発センター

(☎→p89)

キャリアアップ講習の「企業受付制度」

都立職業能力開発センター及び校では、主に中小企業で働いている方を対象に、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習を行っており、企業単位で申込が可能です。ぜひ、企業の人材育成にご利用ください。

<企業受付制度の概要>

*対象企業	都内の中小企業(雇用されている労働者が対象)
*人数	1~4人
*授業料	1人当たり900~6,500円(この他、指定の教科書をご用意いただきます)
*講習時間	1講習は24時間(1時間45分)が標準 主に平日夜間、土日祝日の昼間に実施

問合せ先

各職業能力開発センター及び校

(☎→p89)

産業労働局雇用就業部能力開発課

☎ 03 (5320) 4719

オーダーメイド講習

都立職業能力開発センター及び校では、都内の中小企業・中小企業団体等のご要望に応じて実施時期・内容等をコーディネートする講習を行っています。

*講習例	汎用旋盤・フライス盤、CAD製図、第一種・第二種電気工事士受験対策
*人数	3人以上
*授業料	1人当たり900~6,500円(この他、指定の教科書をご用意いただきます)
*講習時間	14~24時間(1時間45分)、2~8日程度 平日昼・夜間、土日昼間に実施

問合せ先

各職業能力開発センター及び校

(☎→p89)

産業労働局雇用就業部能力開発課

☎ 03 (5320) 4719

東京都優秀技能者(東京マイスター)知事賞

都内に勤務する技能者のうち、極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる方に対して知事賞を贈呈し、「東京マイスター」として認定しています。商工会議所、産業団体、事業所、区市町村等から候補者の推薦を受け付け、贈呈審査会において審査を行い、都知事が受賞者を決定します。受賞者については、東京都として広くPRをします。

問合せ先

産業労働局雇用就業部能力開発課

☎ 03 (5320) 4717

<https://www.meister-award.metro.tokyo.lg.jp/>

認定職業訓練

事業主等が従業員に対して行う職業訓練のうち、要件を満たしたものを知事が認定し（認定職業訓練）、経費の一部について補助金の交付を受けられる制度があります。

問合せ先

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4718

都立職業能力開発センター受託生訓練

自ら職業訓練を実施することが困難な事業主を対象に、都立職業能力開発センター・校が実施する求職者向け職業訓練を通じて、従業員を育成する受託生訓練を行っています。

また、都内に事業所を有する中小企業事業主については、要件を満たせば、奨励金を受けることができます。（p.57）

訓練の種類：都立職業能力開発センター・校が実施する求職者向け職業訓練（p.17～21）

※一部実施しない訓練もあります。

募集時期：求職者向け職業訓練の募集と同時期に行います。
一部の科目については、特別枠を設置しております。

人材育成・人材確保に関する相談窓口

「従業員向けの短期講習はないか」、「社内研修の指導者がいない」、「教育訓練のための施設を借りたい」、「人材育成の方法が分からぬ」…このようなことでお困りのときは、都立職業能力開発センターの人材総合サポートデスクをご利用ください。人材育成や人材確保に関する相談、情報提供を行っています。

- ・オーダーメイド講習、現場訓練支援事業実施の相談
- ・指導者、熟練技能者等の紹介
- ・施設、設備の貸出し
- ・各種事業の紹介 等

問合せ先

各職業能力開発センター (☎→p89)

人材育成プラザ

人材育成プラザは、都立職業能力開発に関する総合サービスを行うことを目的として、都立職業能力開発センター及び校の8か所に付随して設置している施設です。

人材育成プラザでは、中小企業や事業主団体等が社員教育等を行う際に、教室・実習場・パソコン室を無料で貸し出しています（ただし、電灯代や動力代、機器使用代はご負担いただきます。）。

問合せ先

各職業能力開発センター及び校（人材育成プラザ） (☎→p89)

中小企業人材スキルアップ支援事業

中小企業等が従業員に対して実施する研修の取組を支援し、企業等における従業員の職業能力の開発及び向上を促進することを目的として、スキルアップに係る経費の一部を助成します。

問合せ先

（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎ 03 (5211) 0391

育業中スキルアップ助成金

従業員が育業中のスキルアップを希望し、その受講料等を支援する企業等に対し、経費の一部を助成します。

問合せ先

（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎ 03 (5211) 0391

TOKYO特定技能Jobマッチング支援事業

特定技能分野の都内中小企業に対し、外国人材とのマッチングの機会を提供し、受入準備に関するコンサルティングを実施します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4628

技能継承支援

東京みらいの名工育成プログラム

東京のものづくりを支える中堅技能者を対象に、技能向上への意識醸成と後進への指導の取組を支援する講習です。

「東京みらいの名工育成プログラム」を修了すると、修了証書が交付されるほか、成績が優秀な方には「東京みらいの名工」の称号が付与されます。

問合せ先

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4719

社員技能の評価

→p11 技能検定（技能士）

建設人材の育成

→p22 建設人材育成事業（鉄筋コース・型枠コース）

5 従業員を雇いたい・多様な人材を活用したい

ハローワーク（公共職業安定所）

求人受理をはじめ、雇用保険の各種給付金、雇用促進のための助成金の手続、雇用に関する各種相談・指導を行っています。

問合せ先

ハローワーク

(☎→p94)

労働保険の加入手続について

労働保険は、労働者一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

問合せ先

労働基準監督署 (☎→p93)

中小企業人材確保総合サポート事業

企業の「人材確保・人材活用」に関する課題解決に向けて下記の支援を実施します。

- 1 人材確保相談窓口
 - 2 専門・中核・副業・兼業人材専門相談窓口
 - 3 人材確保コンサルティング
 - 4 各種セミナー（人材確保、多様な人材活用、副業・兼業人材活用）
 - 5 人材戦略構築支援（人材戦略集中講座、人材戦略コンサルティング）
- ※利用要件あり。詳細はお問合せまたはHPでご確認ください。

問合せ先

（公財）東京しごと財団企業支援部企業支援課

☎ 03 (5211) 2174

中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業

建設・IT・ものづくりの分野の都内中小企業等に対し、将来中核人材となりうる技術者の確保と定着を支援するため、企業等と東京都が協力し、大学生等が貸与を受けている奨学金返還費用の一部を助成します。

問合せ先

中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業事務局

☎ 03 (6734) 1228

東京外国人材採用ナビセンター

外国人材の採用・活用を検討する都内中小企業に対し、下記の支援等を実施しています。

- 1 外国人材の採用・活用に関する相談窓口
- 2 外国人材受入に関するコンサルタント派遣
- 3 外国人材採用・活用に関するセミナー
- 4 合同企業説明会
- 5 インターンシップ
- 6 教育機関や外国人材との交流会

また、ウクライナ避難民の採用を検討している都内中堅・中小企業向けの支援も実施しています。

問合せ先

東京外国人材採用ナビセンター ☎ 050 (5576) 7317

海外現地における外国人材採用の支援

海外においてマッチングイベントを開催するほか、海外在住の外国人材を対象に都内中小企業でのインターンシップ事業を実施します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03(5320)4628

専門・中核人材戦略センター

DX・GX推進をはじめ、企業の課題解決や成長・発展のために必要となる専門・中核人材の確保を支援します。人材戦略マネージャーが企業を訪問し、課題を把握・整理し、必要な人材について具体化を図り、連携人材サービス事業者と連携してマッチングをサポートします。

問合せ先

（公財）東京しごと財団企業支援部企業支援課

☎ 03 (5211) 0399

大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業

企業間の円滑な人材交流を促進するため、外部への出向・副業による人材育成を希望する大企業と、人材の受入れを希望する中小企業・スタートアップのマッチングや受入れ等をサポートします。

問合せ先

産業・エネルギー政策部計画課 ☎ 03 (5000) 7724

各種窓口

技術技能を身につけた従業員を雇いたいとき

職業能力開発センター校で技術技能を身につけた修了生の職業紹介を行っています。

（しごとセンター校、台東分校、東京障害者職業能力開発校を除く。）
(→p11就職のための知識・技能を身につけたい)

各職業能力開発センター及び校 (☎→p89)

障害者の雇用、受入体制整備等の相談

中央障害者雇用情報センター ☎ 03 (5638) 2792

東京障害者職業センター ☎ 03 (6673) 3938

障害者の雇用、助成金についての相談

（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部

☎ 03 (5638) 2284

山谷地区に居住する労働者を雇用する場合の問合せ

（公財）東京都福祉保健財団城北労働・福祉センター

☎ 03 (3874) 8089

外国人雇用の情報提供・援助等

東京外国人雇用サービスセンター ☎ 03 (5361) 8722

新宿外国人雇用支援・指導センター ☎ 03 (3204) 8609

外国人雇用管理アドバイザー制度

外国人の雇用管理について、アドバイザーが訪問して、相談、助言を行います。

東京労働局職業安定部職業対策課 ☎ 03 (3512) 1662

6 労働者派遣事業、職業紹介事業の相談・許可申請・届出をしたい

労働者派遣事業、職業紹介事業の許可申請・各種届出は、東京労働局（厚生労働省の出先機関）で受け付けています。新規に労働者派遣事業、職業紹介事業を始める事業主の方等を対象とした説明会も行っています。

問合せ先

東京労働局需給調整事業部

港区海岸3-9-45

需給調整事業第一課 ☎ 03 (3452) 1472



7 技術力向上を図りたい

(1) 技術相談・依頼試験

中小企業の技術力を高めるために、都の試験研究機関では技術相談、機器利用、依頼試験、試験報告書等の発行、情報提供等各種技術支援を行っています。

(地独) 東京都立産業技術研究センター

名 称	分 野	試験研究設備	試 験
本部 (江東区青海)	電気応用／高電圧／MEMS／機械システム／熱エネルギー加工／金属加工／積層造形／音響／光源・照明光放射特性／触媒材料／高分子材料／光材料・デバイス／材料合成・特性評価／表面物性制御／環境負荷計測制御／表面処理／ヘルスケア産業支援／微生物応用／IoTソリューション／システム化技術／機構安全／アプリケーション／情報通信／高周波／環境試験／電気・温度試験／製品・材料強度／長さ・形状測定／材料分析／放射線応用	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等 詳細は都産技研ウェブサイトをご確認いただくか、総合支援窓口(03-5530-2140)にお問い合わせください。	左記分野に関連する各種試験 詳細は都産技研ウェブサイトをご確認いただくか、総合支援窓口(03-5530-2140)にお問い合わせください。
多摩テクノプラザ (昭島市東町)	モビリティ EMC／電子応用／繊維強化複合材料／機能性加工／材料評価計測	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
城東支所 (葛飾区青戸)	デザイン支援／プロダクトデザイン／ものづくり支援	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
墨田支所 (墨田区横網)	素材快適性／感覚快適性／身体運動計測	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
城南支所 (大田区南蒲田)	機器分析・環境試験／精密測定／試作加工	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
食品技術センター (千代田区神田佐久間町)	食品技術	食品加工機、分析試験用機器、微生物測定装置等	左記分野に関連する各種試験
バンコク支所 (タイ王国)	タイ王国を中心とした東南アジア地域の日系企業の技術支援	—	—

東京都立皮革技術センター

名 称	分 野	試験研究設備	試 験
皮革技術センター	皮革工業関連技術	鞣製・染色用機械、仕上げ関係試験機械、分析試験用機械、物理試験用機械 等	皮革工業用原材料の物理・化学試験

東京都立皮革技術センター台東支所

名 称	分 野	試験研究設備	試 験
皮革技術センター 台東支所	皮革・靴はきもの関連技術	物理・計測用機械 等	靴及び靴材料等の物理試験

(2) 技術セミナー・講習会

(地独) 東京都立産業技術研究センターの技術セミナー・講習会

名 称	内 容	開催方式
講習会 ※有料	講義と実習を組み合わせた実践的なコース	リアル開催、ライブ配信、 オンデマンド配信
技術セミナー ※有料	最新の技術情報や周辺情報を講義するコース	リアル開催、ライブ配信、 オンデマンド配信 ハイブリット開催 (リアル開催+ライブ配信)

(1)(2)の問合せ先

(地独) 東京都立産業技術研究センター	本部	☎ 03 (5530) 2140
(地独) 東京都立産業技術研究センター	多摩テクノラザ	☎ 042 (500) 2300
(地独) 東京都立産業技術研究センター	城東支所	※休館中
(地独) 東京都立産業技術研究センター	墨田支所	☎ 03 (3624) 3731
(地独) 東京都立産業技術研究センター	城南支所	☎ 03 (3733) 6233
(地独) 東京都立産業技術研究センター	食品技術センター	☎ 03 (5256) 9251
東京都立皮革技術センター		☎ 03 (3616) 1671
東京都立皮革技術センター 台東支所		☎ 03 (3843) 5912

東京都立産業技術研究センター
ホームページ
<https://www.iri-tokyo.jp>

(3) 産学公連携等の支援

多摩イノベーションエコシステム促進事業

多摩地域で、イノベーションを起こし続ける好循環（エコシステム）を作ることを目指して、中小企業や大学・研究機関、スタートアップ等の多様なプレイヤーが交流し連携を強める取組を支援します。

「リーディングプロジェクト」

多摩地域の社会的な課題や企業の特徴等を捉えた9つの重点テーマを設定し、これらをテーマに複数の企業等が連携して取り組むプロジェクトを支援します。

「多摩イノベーションコミュニティ」

会員組織を運営し、会員向けのワークショップや交流会等の活動を通じて、多摩地域内外の企業等の連携や協業を生み出します。

「イベント・展示会」

地域の自治体や大学、研究機関、学生や住民の皆様など幅広い層に向けた情報発信イベントや、多摩地域最大級の展示会「たま未来・産業フェア」の開催などを行います。

問合せ先

産業労働局商工部調整課 ☎ 03 (5320) 5982

多摩イノベーション総合支援事業

多摩地域を中心として、中小企業が、オープンイノベーション志向の大手企業等からの技術・開発ニーズに応えていくことや、大学等との連携などを契機に、ゼロエミッション分野などの成長産業分野への参入、新市場への対応、より高いレベルの技術・製品開発を促し、イノベーション創出を図る支援を行います。

「新技術創出交流会」

中小企業と大手企業等との面談の場及び、中小企業の技術・製品を発信する展示の場を提供します。

「勉強会」

成長産業分野参入を見据えた情報提供や見学会、大手企業等の技術ニーズ説明会を行います。

「個別面談会」

大手企業等の技術ニーズに対して複数の中小企業が対応する場を提供します。

「フォローアップ」

コーディネーターや、知財・法務・会計などの各種専門家によるフォローアップを行います。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

広域ものづくりネットワーク形成支援事業

複数の中小企業等の連携によるものづくりネットワークを広域で組成し、大手企業等への提案や新市場展開に向けた試作品開発等の支援を行うことで新たな産業分野や市場等への参入を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

社会実装参画による多摩イノベーション創出事業

中小企業に対して大学・研究機関等が行う研究開発の社会実装への参画などを支援し、先端技術産業や次世代産業等への参入、技術の高度化などを後押しします。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

(4) 知的財産活用

知的財産の創造・保護・活用の支援

中小企業・スタートアップの優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、著作権等の知的財産の創造、保護、活用の支援を行います。

東京都知的財産総合センターのご案内

東京都知的財産総合センターは、中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的として、東京都が設立し、(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。知的財産に関する様々な相談や情報発信等を各分野の専門家により、総合的かつ専門的に行っています。

・相談

- ・知的財産に関する相談（特許・意匠・商標・著作権・海外出願・先行技術調査等）に、専門知識と経験を有する専門家が中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的・総合的にアドバイスします。
- ・必要があれば、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。

・普及啓発

- ・知的財産に関するセミナー・シンポジウムを開催します。
- ・特許、意匠、商標、著作権、知財戦略、ノウハウ管理、技術契約、技術流出防止、海外知的財産等のマニュアルを発行しています。

・知的財産活用製品化支援事業

- 大企業等の保有する知的財産を活用し、その知的財産を利用したい中小企業とのマッチングを実施します。知的財産の使用について合意を得られた中小企業の新製品の開発・製品化を支援します。

・ニッセイトップ育成支援事業

- 知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材の育成など最長3年間の継続的支援を行います。

・スタートアップ知的財産支援事業

- ・スタートアップ企業の知的財産への意識醸成を図るための相談やセミナー開催等を行います。
- ・優れた技術を有し、知的財産の意識はあるものの、活用ノウハウを持たないスタートアップ企業に対して、戦略の策定から知的財産権取得までのハンズオン支援を行います。

・弁理士マッチング支援システム

- ・インターネットを利用した中小企業と弁理士との出会いの場を提供しています。

・助成

- ・外国への知的財産出願費用、外国侵害調査などにかかる費用の助成事業を行っています。
- ・詳細は融資・助成制度のページをご覧ください。

※城東・城南・多摩の各支援室においても知的財産に関する一般相談等を行っています。

問合せ先

東京都知的財産総合センター	☎ 03 (3832) 3656
同 城東支援室	☎ 03 (5648) 6609
同 城南支援室（城南地域中小企業振興センター内）	☎ 03 (3737) 1435
同 多摩支援室（産業サポートスクエア・TAMA内）	☎ 042 (500) 1322
産業労働局商工部創業支援課	☎ 03 (5320) 4745

(5) 東京都ベンチャー技術大賞

中小企業等が開発した、革新的で将来性のある製品・技術、サービスを都知事が表彰し、受賞製品・技術、サービスの出口支援を行います。

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4694

(6) デザイン活用の支援**デザイン経営支援事業****デザイン経営スクール**

中小企業とデザイナーを対象に、「デザイン経営」を体系的に学ぶスクールを開講します。座学や企業見学、ワークショップなどを通じて中小企業とデザイナーが一緒に学ぶとともに、互いの考え方を共有することで、「デザイン経営」を推進する人財を育成します。

デザイン導入支援セミナー

中小企業の企業運営・商品開発へのデザイン導入を促すため、講義形式の中小企業向け無料セミナー（デザインの機能や導入方法、導入成果事例の紹介等）を実施します。

デザイン活用ガイド・デザイン関連事業パンフレット

中小企業によるデザインを活用した商品開発を促進するため、デザインを活用するまでの基本的な考え方やデザインの有効な活用法などについてのガイドや、都や都関連団体で実施しているデザイン関連の事業を網羅したパンフレットを作成し、情報提供します。

デザイン相談事業

デザイン活用の実践に踏み出そうとする中小企業の個々の状況を聞き取り、それに応じたデザイン実践の適切かつ具体的なアドバイス等を提供します。

東京デザインデータベース運営事業

中小企業と協働意欲のあるデザイナーを紹介するデータベースの運営管理を行い、中小企業のデザイン活用を支援します。

マッチング事業

東京デザインデータベースを核として、商談会やサイト上のWebマッチングを実施し、中小企業とデザイナーとの協働が生まれやすい環境を整備します。

デザイン経営推進アドバイザー派遣

デザイナーとの協働による企業価値向上を目指す中小企業に対し、その実践に向けた取組をサポートするアドバイザーを複数回派遣します

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 生産性向上支援課 ☎ 03 (3251) 7917

東京デザインコンペティション事業

東京都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施します。

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4745
(公財) 日本デザイン振興会 ☎ 03 (6743) 3777

8 地域産業の活性化を図りたい

商店街の活性化

商店街チャレンジ戦略支援事業

商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、キャッシュレス決済等のIT機能強化を図るための事業等の活性化事業、イベント事業、地域連携型商店街事業、地域力向上事業、政策課題対応型商店街事業及び広域支援型商店街事業に要する経費の一部を助成します。

- 地域連携型商店街事業

商店街が、町会・自治会やNPO法人等の地域団体と実行委員会を組織し、地域の活性化に向けて行う事業を支援します。

- 政策課題対応型商店街事業

環境負荷の低減や防災・防犯、国際化への対応等、都が直面する行政課題の解決につながる取組を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

各区市町村商業担当課（☎→p97）

- 広域支援型商店街事業

2以上の区市町村の区域で行う広域的な商店街等の取組を支援します。

問合せ先

東京都商店街振興組合連合会 ☎ 03 (3542) 0231

商店街ステップアップ応援事業

商店街への専門家派遣及び巡回相談を実施するとともに、商店街が行う調査・計画策定に対して支援を行うことで、商店街の主体的で計画的な取組を後押しします。

①専門家派遣

商店街の主体的な取組を後押しするため、専門家等を派遣し、必要なノウハウを提供します。（東京都商店街振興組合連合会及び各区市町村への補助）

②巡回相談

商店街活動について悩みを抱える商店街への巡回相談を実施します。（各区市町村への補助）

③調査、計画策定支援

専門家派遣及び巡回相談を活用した商店街が行う調査や活性化計画の策定を支援します。（各区市町村への補助）

問合せ先

①商店街ステップアップ応援事業事務局（東京都商店街振興組合連合会内） ☎ 03 (3547) 3787

①～③産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787 各区市町村商業担当課（☎→p97）

空き店舗ポータルサイトの運営

都内商店街の空き店舗に関する総合的な情報を発信します。

TOKYO商店街空き店舗ナビ <https://akitenpo.tokyo/>



問合せ先

東京都商店街振興組合連合会 ☎ 03 (3542) 0231

若手・女性リーダー応援プログラム

商店街での開業を希望する若者や女性を後押しするために、チャレンジショップでの商品販売機会や視察研修等を提供します。本事業は、(公財)東京都中小企業振興公社が募集及び事業を実施します。

- ①チャレンジショップの設置
- ②繁盛店視察プログラム

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03(5320)4787
(公財)東京都中小企業振興公社経営戦略課 ☎ 03(5822)7237

進め！若手商人育成事業

次代の商店街を担う若手商人を中心に据えた、「商店街の人づくり」に多面的に取り組みます。

本事業は、(公財)東京都中小企業振興公社が募集及び事業を実施します。

- ①商店街パワーアップ作戦（専門家の派遣）
- ②商店主スキルアップ事業（専門家の派遣）
- ③商人大学校
- ④商店街リーダー実践力向上塾
- ⑤商店街起業促進サポート事業
- ⑥中小小売商業活性化フォーラム

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03(5320)4787
(公財)東京都中小企業振興公社経営戦略課 ☎ 03(5822)7237

大型店の新設・変更の届出

大規模小売店舗（大型店）は、不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼす可能性を有する施設です。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)では、店舗面積の合計が1,000m²を超える店舗を新設・変更する者(設置者)の都道府県への届出を義務付け、設置者が配慮すべき事項として、大型店の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定めています。

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03(5320)4777・4788～9

地域特産品の振興

○ 地域特産品の開発支援

東京産の原材料の使用や、独自の技術、東京に伝わる伝統的な製造技術などの活用により、東京ならではの魅力ある特産品を製造販売する都内食品事業者に対し、その開発に必要な経費を助成します。

○ 地域特産品の販路開拓

東京都地域特産品認証食品を「東京の特産品」として、パンフレット等に掲載してPRするとともに、商談会の開催、小売店等における特設売り場での販売、食品関連イベントへの出展等を通じた販路拡大を支援します。

○ 東京都地域特産品認証事業

東京都産の原材料や東京に伝わる伝統的手法等を使って作られた東京ならではの加工食品について、東京都が商品に込めたこだわり、味や品質等を審査し認証します。認証を受けた食品には東京都独自のマークをつけることができ、「東京の特産品」として各種イベントやWebサイト等でPRしています。



問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03(5320)4778

伝統工芸品産業の振興

伝統的な技術・技法を保存し、これらの産業を振興するため、現在 42 品目を東京都伝統工芸品として指定し、各種振興策を実施しています。

東京都伝統工芸品の指定制度

下記の要件を備える工芸品について、「東京都伝統工芸品産業振興協議会」の意見を聴いて、東京都知事が東京都伝統工芸品に指定しています。

- 製造工程の主要部分が手工業的であること。
- 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されているものであること。
- 都内において、一定の数の者がその製造を行っていること。

東京都 伝統工芸品マーク

このマークがついている製品は東京都知事が指定した伝統工芸品です。

都の紋章と伝統工芸品の頭文字の「伝」をあしらいました。



東京都の伝統工芸品

村山大島紬※、東京染小紋※、本場黄八丈※、江戸木目込人形※、東京銀器※、東京手描友禅※、多摩織※、東京くみひも、江戸漆器、江戸籠甲※、江戸刷毛、東京仏壇、江戸つまみ簪、東京額縁、江戸象牙、江戸指物※、江戸簾、江戸更紗、東京本染ゆかた・てぬぐい※、江戸和竿※、江戸衣裳着人形※、江戸切子※、江戸押絵羽子板※、江戸甲冑※、東京籐工芸、江戸刺繍、江戸木彫刻、東京彫金、東京打刃物、江戸表具※、東京三味線※、江戸筆、東京無地染※、東京琴※、江戸からかみ※、江戸木版画※、東京七宝、東京手植ブラシ、江戸硝子※、江戸手描提灯、東京洋傘、東京手彫り印章

※については、国からも伝統的工芸品として指定されています。

なお、「東京本染ゆかた・てぬぐい」は「東京本染注染」の名称で、「江戸衣装着人形」と「江戸甲冑」は「江戸節句人形」の名称で、「江戸押絵羽子板」は「江戸押絵」の名称で国指定を受けています。

主な支援策

東京都伝統工芸品を対象に、販路開拓、技術者の地位向上、新商品開発・普及促進等の支援策を行っています。

- 販路開拓
東京都伝統工芸品の市場開拓や消費者への普及を図るために、東京都伝統工芸品展等を開催しています。また、東京の伝統工芸品に特化したECサイトを開設し、伝統工芸品の販売及びプロモーション活動を支援します。
- 技術者の地位向上
高度な伝統的技術・技法を保持する者を「東京都伝統工芸士」として認定し、技術者の地位向上と後継者の確保を図っています。
- 新商品開発・普及促進
「東京手仕事」プロジェクトにより、伝統工芸品事業者とデザイナー等との協働による、高品質でデザイン性の高い新商品の開発を支援しています。
また、百貨店等の催事や各種の展示会出展等により、伝統工芸品等の新たな販路を開拓するとともに、東京の伝統工芸品のブランド価値を高め、国内外への普及を支援しています。
- 経営基盤の強化
伝統工芸品産業経営課題解決支援事業により、伝統工芸品事業者が抱える様々な経営課題を解決するための専門家派遣や、経営的な知識・スキルの習得を支援するための各種セミナーを実施し、経営基盤の強化につなげていきます。
また、喫緊の課題である技術承継についても、後継者確保のためのインターンシップを実施することにより、伝統工芸品産業全体の活性化を推進していきます。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課
(公財) 東京都中小企業振興公社 城東支社 ☎03 (5648) 6606
<https://www.dento-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>

